

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.200

2023/12/1

【毎月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

生まれ育った家は小さな農家で、四国の海岸沿いにあった。中学に進学することになり、両親や兄たちが協力して費用を調達し、宇和島のお寺に下宿して通学した。絵を勉強したいと言いつ出した時には、「両親は猛反対したが、長男の六松だけは「自分の好きなことをしたい」と応援し仕送りを続けてくれた。出征の直前に三日間だけだったが明浜の実家に戻ることができた。その時に「僕は進んでは戦争にいきたくない。もっともっと絵を勉強したい。生きてもどれたら、パリに留学させてほしいんだ」と義姉に話したという。スケッチブックの中に「線は固く、直截に引く」と絵への思いが書き残されている。

（新版 戦没画学生人名録）



「風景（道）」中川勝吉（無言館所蔵）

市民の意見 200号 目次

■巻頭詩 オサヒトからの挨拶 石川逸子 2

特集1 「終わらない」戦争

再録 良心的兵役拒否国家をめざせ 小田実 4

軍拡の歴史から何が学べるのか 山田朗 5

無言館に所蔵された父の絵 藤川征輝 8

「韓国・朝鮮人元BC級戦犯者同進会」の歩みと今後 朴來洪 9

いわゆる「台湾有事」について 泉川友樹 12

「ベトナムの冤魂を記憶せよ」 玄順恵 16

特集2 イスラエルのガザ地区への軍事侵攻を批判する!!

ガザ地区の崩壊のプロセスを遡る 早尾貴紀 19

「私は沈黙しない」(米国下院演説) ラシダ・トレイブ 23

★運動の現場から

包括的性教育実現の国連委員を呼んだ 児玉勇二 25

院内集会報告 高嶋伸欣 27

★シリーズ教科書問題2

知られざる地理教育の戦争責任 高嶋伸欣 27

★文化

本の紹介 『人口ゼロ』の資本論 松原定雄 32

連載 非暴力と反戦の九条③(了) 古沢宣慶 33

連載 よその目線のヒロシマ⑩ 田浪亜央江 36

★情報

意見広告運動事務局だより 北原博子 38

読者のおたより 39 編集後記・会計報告 40

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト (有) 山猫印刷所

オサヒトからの挨拶

石川逸子

百四十八年目にみなさまにお会いできて

ほんに うれしう

おもえば わたしが闇に葬り去られてから

百四十八年の歳月がながれましたよな

あの世とこの世を ふらふらとさまよいつつ

わたしが問うてきたは

はて わたしが葬られたことは

このくにのその後の世には よかったか

うまくはあらなんだか

そのへんが曖昧模糊

スツキリせぬゆえ いまだに

さまようておるわけで・・・

百四十八年目の世を生きる みなさまがた

巻頭詩の作者

石川逸子（いしかわ いつこ）

1933年、東京生まれ。詩人、作家。日本現代詩人会会員。

1982年より29年間にわたってミニコミ通信『ヒロシマ・ナガサキを考える』全100号を編集・発行。おもな著書に『オサヒト覚え書き 亡霊が語る明治維新の影』、『オサヒト覚え書き 関東大震災篇』、『道昭一三蔵法師から禅を直伝された僧の生涯』、『戦争と核と詩歌—ヒロシマ・ナガサキ・フクシマそしてヤスクニ』、『日本軍「慰安婦」にされた少女たち』、『われて碎けて—源実朝に寄せて』、『〈日本の戦争〉と詩人たち』、『てこな—女たち』。主な詩集に『新編 石川逸子詩集』、『たった一度の物語—アジア・太平洋戦争幻視片』、『定本 千鳥ヶ淵に行きましたか』、『詩文集 哀悼と怒り—桜の国の悲しみ』、『狼・私たち』。

ちかごろはまた 世の雲行きはめっぼう怪しく
おどろおどろしてまいったように見えますのう

気をつけねばなりませんえ

尊王といいつつ わたしを殺めたものたちが

さながら将棋のコマのごとく

わたしのむすこ ムツヒトをもあつかい

民に向けては

現人神であらせられると崇めさせ

逆らうたものをば 容赦なく殺し

権力を維持発展させていった歴史を

ゆめ忘れてはなりませんえ

ほんなら ともに学ぶ旅

よろしうにお頼みますぞな ほほ

再録

「良心的兵役拒否国家」をめざせ

小田実

ない。

日本は「良心的軍事拒否国家」であるべきだと、私は考えている。それが日本国憲法——「平和憲法」の「平和主義」に基づいた国のあり方であり、世界に貢献するやり方である。「平和主義」はただの平和愛好でも「護憲」でもない。「戦争に正義はない」とし、問題、紛争の解決を武力を用いず、「非暴力」に徹して行おうとする理念と実践が「平和主義」だ。私はここで理想や夢を語ろうとしているのではない。現実の事態に即して主張している。ドイツなど西欧民主主義には、戦後このかた「平和主義」の現実の政治の場での実践として「良心的兵役拒否」が法制度として確立されている。成年に達した若者は「兵役」につくか、「兵役」を「拒否」して「良心的兵役拒否者」になる。1999年度のドイツの「拒否」申請者は、前年度より2000人増して、17万4000人余。それに対して、99年度の「兵役」者は11万2000人にすぎ

ない。「拒否」はただ銃をとらないことではない。「拒否者」は「兵役」の「軍事的貢献活動（ミリタリーサービス）」に代わって、「兵役」期間以上、社会的弱者救済、救急活動、平和教育など種々の「市民的貢献活動（シビルサービス）」を行って、社会に奉仕、貢献する。今、ドイツで老人介護で働く「拒否者」は、全体の作業者の11%から17%。この数字はいかに彼らがドイツの福祉に貢献しているかを示している。これは消極的活動ではない。「拒否者」の一人が私に言った。「『軍事的貢献活動』では変わらない。『拒否者』の『市民的貢献活動』の『平和主義』の実践が社会をよくし、世界を変える。」戦争は戦争を産み、「正義の戦争」は多くがまやかしかつた。そして、兵器の進歩は、「正義の戦争」であろうとなかろうと、途方もない殺戮と破壊を人間にもたらした。戦争をやめないかぎり、世界は破滅す

る。この歴史、世界認識が「平和主義」を強固にし、「良心的兵役拒否」を法制度にした。同じ認識で、私は日本の国のあり方を「良心的兵役拒否」の延長線上において、「平和主義」の実践を行う「良心的軍事拒否国家」であるべきだと主張する。日本は「平和主義」の「平和憲法」を持ちながら、「軍事的貢献活動」の「拒否」はしても、国全体の政策としての「平和主義」の実践はなかった。コソボに対する「NATO（北大西洋条約機構）」軍の「空爆」が始まったとき、その重い歴史体験をもつギリシャは「NATO」の一員でありながら、民族の利害が複雑にからむバルカン半島での外国の介入は問題解決を更に困難にすると「空爆」に反対し、懸命に平和解決に努力した。ギリシャの努力はまさに「平和主義」の実践だが、「平和憲法」をもつ日本は何もしなかった。いや、「空爆」にいち早く「理解」を示し、「日米安保」を拡大、強化して、いっそう武力介入の側に身を寄せた。今、世界のはやりは「人道的武力介入」の名の下の戦争の「正義の戦争」化と実行、軍備、軍事連携の強化だが、武力介入はコソボをふくめて、た

いていが失敗してきている。東チモールの場合がまれな成功例だが、それは介入前後に「平和主義」の運動が国際的にも幅広く展開されてきたからだ。インドネシア、ユーゴスラビア、フイリピンにおける革命的な政権変革も、今は、市民の手によって非暴力でなされてきている。

詳しくは論じる余裕もないが（詳細は近著『ひとりでもやる、ひとりでもやめる』（筑摩書房）で書いた）、今、私たち日本の市民がすべきことは、せっかち、やみくもに「改憲」を論じ、動くより、あるいはただ「護憲」を叫ぶより、「平和主義」の原点に立ち戻って、いかに日本が「良心的軍事拒否国家」として「市民的貢献活動」の「平和主義」の実践を行い得るかを真摯に考え、論じ、実践することだ。国をあげての難民救済、世界の「反核」の実現、「途上国」の債務の軽減、解消、平和交渉の仲介、実現、あるいは個人の「良心的兵役拒否」と組み合わせると、若者達の災害救援——なすべきことは山とある。それは世界を助ける。平和に貢献する。

*編集部：今回掲載した文は、『市民の意見30の会・東京ニュース』65号（2001年4月1日）に掲載された小田実「良心的軍事拒否国家日本」の実現に向けて」のなかに書かれた3本の内の一つです（初出『良心的兵役拒否国家』をめざ

そう」に加筆したもの。『市民の意見30の会・東京ニュース』63号、2000年12月1日）。小田が「良心的軍事拒否国家日本」の実現のためにホームページ立ち上げの呼びかけ文を65号に寄稿した際、「ぜひお読みください」としたもので

軍拡の歴史から何が学べるのか

山田 朗

現在の日本は、戦後最大の軍備拡張期に入った。本稿では、戦前期における3回の軍備拡張期を対象にして、軍備拡張と軍事同盟路線との関係性、軍備拡張と兵器開発、軍備拡張の帰結として戦争について検討し、そこから現代を生きる私たちが何を汲み取るべきなのかを考えたい。

日本近代史における顕著な軍備拡張期

明治維新からアジア太平洋戦争敗戦までの日本近代史において、顕著な軍備拡張の時期が3回ある。それらの時期の一般会計に占める軍事費の平均比率は、①日清戦争と日露戦争の間の1896（明治29）年から1900年の5年間で46・9%、②第2次世界大戦直後の1919（大正8）年から1922年の4年間で46・2%、③日中戦争前の1934（昭和9）年から

す。小田は「震災から憲法を見ると、二十五条（生存権、国の生存権保障義務）も危ない。一条（八条の天皇条項は無くすべきだろう。しかし、まずは九条の『平和主義』を実践することが最も大切だ。』とも呼びかけで述べています。

1937年の4年間で45・8%である（山田・1997、10-11頁）。

①の時期は、仮想敵をロシアに定め、イギリスの支援の下で海軍力の急速な増強が進められた。日露戦争時の日本海軍の戦艦6隻は全て、装甲巡洋艦8隻のうち4隻は最新のイギリス製であった（当時、戦艦と装甲巡洋艦を合わせて「主力艦」と言い、海軍力の中核であった）。これらの建造費と陸軍の師団増設（日清戦争時の8個師団から13個師団）が、軍事費を全体として押し上げた。

②の時期は、仮想敵をアメリカに定め、建艦競争を挑んだことによる軍事費の膨張である。1918年に改定された「帝国国防方針」に基づき「主力艦」群として「八・八艦隊」（新鋭の戦艦8隻・巡洋戦艦8隻）の完成が目指され、その結果、1921年度の一般会計に占める軍事費の割合は

49・0%にまで達し、財政破綻の危機に直面したが、ワシントン海軍軍縮条約の締結（1922年）によって救われたかたちとなった。

③の時期は、アメリカ・ソ連を仮想敵として、1936年末のワシントン・ロンドン両海軍軍縮条約の失効に備えての海軍力・航空戦力の拡張準備と満州に駐屯する関東軍の増強のために多額の軍事費が投入された。ちょうど軍備拡張が進展し始めた時期に勃発したのが、盧溝橋事件（1937年7月）に端を発した日中戦争であった。そして、日中戦争の開始によって、日本の軍備拡張は新たな段階に進むことになる。

軍事同盟と軍備拡張の帰結

近代日本の軍備拡張の3つの時期に共通しているのは、軍事大国への接近や軍事同盟が背景にあるということである。①の時期は、世界の超大国イギリスへの接近、そして日英同盟の締結（1902年）。②の時期は、日英同盟の末期（日英同盟は1923年に廃棄される）にあたる。③の時期は、ドイツへの接近、日独防共協定（1936年）から日独伊三国同盟（40年）へと傾斜し始める時期である。軍事大国に接近したり、軍事同盟を結ぶということは、共通の「敵」に対抗するということであり、いずれの時

期も仮想敵国を設定し、軍事力の抜本的な強化が目指された。

軍事同盟と軍備拡張の帰結は何であったのか。①の時期は、言うまでもなく日露戦争（1904-05年）である。日本は、イギリスに接近し、同盟を結んだことで、軍事力構築、情報収集、戦費調達（外債募集による）などで大きな支援を受けた。日英同盟無くしては日本は日露戦争を戦えなかったことは明らかである（山田・2009、220-225頁）。だが、イギリスの世界戦略に利用された面も大きい。日本は、アジアで軍事力が展開できないイギリス（南アフリカのボーア戦争で疲弊）に代わってロシアの南下を阻止する役割を担わされた。イギリスの戦略は、ロシアを疲弊させ、露仏同盟を麻痺させて取り込み、ドイツを抑えることにあった。実際に、イギリスは戦中・戦後にフランス・ロシアを取り込み（三国協商の成立）、ドイツ包囲網を完成させた。他方、日本は、日露戦争で8万人におよぶ戦死者を出し、戦費として調達した外債（国家予算の約6年分）はそのまま大きな負債として残され、その償還のための外債借り換えによって、日本の対外債務は増え続けた。

日本は、朝鮮半島と遼東半島での権益を確保し、多くの国民は「一等国」となったと思いついたが、人的犠牲の故に、大陸へ

の執着が強まり、膨張・侵略への道から抜け出せなくなる。戦争は植民地支配を生み、支配は弾圧を生み、暴力は国内にも持ち込まれ戦争反対派の弾圧へとつながる（韓国併合と大逆事件は同じ1910年に起こる）。軍事同盟がもたらした歴史的結果も私たちは直視する必要がある。

②の時期の軍備拡張の帰結は、財政破綻の危機であった。これは海軍軍縮会議によってその危機は回避されたが、この時、英・米・日の主力艦・航空母艦の保有比率（トン数）を5・5・3にしたことが、国内では、アメリカ合衆国が日本を圧迫している、との感情・不満を残す結果となった。1930年にも補助艦（巡洋艦・駆逐艦・潜水艦）の分野でロンドン海軍軍縮条約が締結・批准されたが、日本海軍内ではかえって軍縮反対派の勢力が強まり、1934年に当時の斎藤実内閣は海軍軍縮条約から離脱を決定し、その結果、1936年末をもって軍縮条約は失効し、1937年1月1日から世界は再び無制限の建艦競争時代となった。

アジア太平洋戦争に帰結した軍備拡張

③の時期の軍備拡張の帰結は、第2次世界大戦である。だが、1930年代半ば以降の世界的軍備拡張が、一直線に世界大戦

に発展したわけではなく、日中戦争と日独伊三国同盟というファクターが結びつくことで日本の世界戦争参戦へとつながるのである。

1930年代半ば以降の世界的な軍備拡張の最大の要因は、海軍軍縮条約の失効にあるが、1931年に日本が満州事変を起こし、「満洲国」を建国して力による国際秩序の現状変更を始め、世界恐慌下の世界をさらに不安定化させたことも重要である。日本が1933年に、自らが常任理事国であった国際連盟からの脱退を通告すると、ドイツ・イタリアもそれに続き、国際連盟の秩序維持機能は低下した。また、ソ連の経済建設に伴う軍備拡張と1935年のドイツの再軍備宣言は、欧米諸国を陸軍力・空軍力の拡張へと向かわせた。

そのように世界的に軍備拡張の機運が高まる中で勃発したのが日中戦争であった。だが、1937年7月に盧溝橋事件が起こるよりも前に、すでに日本海軍はポスト軍縮時代の新型戦艦・航空母艦の建造準備を整えており、同年11月には「大和」型戦艦1番艦を呉海軍工廠において、12月には「翔鶴」型航空母艦1番艦を横須賀海軍工廠において起工した（ともに1941年に完成）。また、同じく海軍は、5月に次世代艦上戦闘機の性能スペックを盛り込んだ「十二試

戦艦計画要求書」（「十二試艦戦」とは昭和12年度に試作を始める艦上戦闘機という意味で、後のいわゆる零戦のこと）を競争試作企業である三菱重工業と中島飛行機に提示していた（堀越・1982、132頁）。

このように軍備拡張の準備が整い、さらに軍事費が必要なときに日中戦争が起き、軍備拡張にさらなる拍車がかかった。それは、1937年9月に臨時軍事費特別会計（臨時軍事費）が設定されたからである。臨時軍事費は、通常の一般会計予算とは全く別枠で、公債を原資として設定された。1937年の一般会計軍事費は、約12億3,684万円だったが、同年の臨時軍事費は約20億3,400万円であり、軍事費総額は前年の一般会計軍事費の2.6倍にも達したのである。

軍拡と兵器開発に多額の資金が注ぎ込まれると、兵器性能は向上し、従来の戦略を追い越すような兵器が生まれることがある。その典型事例が、1940年に完成した海軍の零式艦上戦闘機（零戦Ⅱゼロ戦）である。零戦は補助タンクも含めると、単発の戦闘機でありながら3,000km以上の飛行が可能であった（他国の同規模戦闘機の約2倍）。これは、台湾から発進してフィリピンを空襲して、また台湾に戻れる航続距離（爆撃機の護衛ができる）であり、資源地

帯攻略のための南方作戦に有力な空母部隊を派遣しなくても地上基地から発進する航空部隊だけで作戦が可能になった。それは、日本海軍の既成戦略にはなかった空母全力による真珠湾攻撃という新戦略を実行させることにつながった。軍拡の流れの中で起きた兵器の大きな質的転換が新戦略を台頭させることがあるということである（山田・2015、100-103頁）。

軍拡の歴史から学ぶこと

戦前の事例で見る限り、軍事同盟下の急激な軍拡の結末は戦争か財政破綻（の危機）であり、同盟相手である軍事大国の戦略に利用されるか、振り回される危険性と隣り合わせであった。また、大規模な資金投入を伴う継続的な軍備拡張は、既成戦略を追い越した兵器体系を生み出し、その兵器が新たな戦略、場合によっては極めて危険な戦略を生み出す可能性がある、ということである。

今日の日本の軍事費の増加と軍備拡張の内実を見ると、自前の「抑止力」の中核となる敵基地攻撃能力（長射程のスタンド・オフ・ミサイルなどの開発・配備）の保有を進めている。これは、「専守防衛」という既成戦略を追い越す兵器体系であり、憲法9条が禁ずる「武力による威嚇」に相当するもので

ある。このような兵器体系を「島嶼防衛用」と称して、南西諸島などに配備することは、緊張をさらに激化させ、中国との不毛の軍拡競争に繋がることは間違いない。日本と中国の軍拡競争は、周辺諸国への軍拡の連鎖を生み出し、アジアから中東に及ぶ広大な地域の緊張をさらに高めることにもなるう。

私が館長を務める明治大学平和教育登戸研究所資料館でも11月22日から来年5月末まで企画展「日本が戦争になったとき―軍拡の時代と秘密戦―」を開催し、軍拡⇨戦争準備が社会をどのように変えてしまうのか、考える材料を提供する予定である。

【出典・参考文献】

- 堀越二郎・奥宮正武『零戦』（朝日ソノラマ文庫、1982年）
 山田朗『軍備拡張の近代史』（吉川弘文館、1997年）
 山田朗『世界史の中の日露戦争』（吉川弘文館、2009年）
 山田朗『近代日本軍勢力の研究』（校倉書房、2015年）
 南塚信吾・油井大三郎・木畑洋一・山田朗『軍勢力で平和は守れるのか―歴史から考える』（岩波書店、2023年）
 （やまだ・あきら／明治大学平和教育登戸研究所資料館長）

無言館に所蔵された父の絵

藤川 征輝

私は昭和二十年一月十日に香川県観音寺で生まれました。父の実家がある疎開先です。私の父はその時は満州に出征しており、翌年の昭和二十年十一月十六日戦病死しました。正確な死に場所も確定できないところで戦病死しました。三十八歳の若さでした。

父は東京美術学校（現・東京芸術大学）日本画科卒業後、母と結婚し講談社の挿絵や雑誌の出版などで活躍したようです。

私は生まれた時から父がいないので片親だった事をそう不自然には思いませんでしたが、まわりからはいろいろと同情されました。

私がイヤだったのは兄弟が女性ばかり。姉が三人いて男は末子の自分一人だったことです。上からのおさがりがすべて女性もので赤いカサで小学校へ行くといじめっこのから、オンナ、オンナと冷やかされました。

そんな訳で父からももらったものといえは、父が出征前に言い残した、子供が男の子だったら征輝に、女の子だったら征子にとの名前ぐらいですが、この名前もいまだ

に好きになれません。父との関係が家族で深かったのは母に次いで長女ですが、十三歳で終戦を迎え父を亡くしています。戦後この長女と母とで家族を支えてくれました。長女として戦後、父の話があまり出ないのをさびしく思っていたのでしよう。どこからか聞いてきた無言館に、父の絵を展示してもらおうと手続きましたようです。

私は正直言ってもあまり関心がなかったのですが姉に誘われて無言館のセレモニーに参加しました。そう言う私も多少は父の血を引いているのでしようか、武蔵野美術大学を卒業してその後、美術にかかわって居ります。無言館の縁を作ってくれた長女もちようど十年前に他界しました。

チャンスがあれば家族と無言館へ行き再び父の絵を改めてじっくり見たいと思っています。（ふじかわ・ゆきてる）

*編集部・藤川征輝様の父・藤川武男氏の絵「無題」は本誌198号表紙として掲載いたしました。藤川征輝様から198号の表紙絵の問い合わせがあったことから、藤川様にご寄稿をお願いいたしました。

「韓国・朝鮮人元BC級戦犯者同進会」の歩みと今後

朴 來 洪

日本軍と朝鮮人軍属

第二次世界大戦終結後、英米をはじめとする連合国は日本の戦争犯罪を裁くための裁判（戦争裁判）を行ないました。戦争指導者をA級戦犯として裁いた「極東国際軍事裁判」（東京裁判）は有名ですが、このほかに「通例の戦争犯罪、人道に対する罪」を裁くための「BC級戦犯裁判」が日本の内外で開かれました。

この裁判で、日本軍から東南アジア（タイ・マレーシア・ジャワ）各地の俘虜収容所に捕虜監視員（身分は軍属）として動員された、植民地の朝鮮人148名（うち死刑23名）、台湾人173名（うち死刑21名）の青年たちが戦犯として裁かれました。

捕虜に関する「ジュネーブ第3条約」に違反していた日本軍は捕虜に強制労働をさせ、泰緬鉄道や軍用飛行場などの建設を各地で進めました。重労働に伝染病の蔓延が追い討ちをかけ、医療や医薬品もろくに与えられぬまま、多くの捕虜が命を奪われました。捕虜監視員となった朝鮮人軍属は、

「ジュネーブ条約」の存在も教えられぬまま、ひたすら上官への服従を強いられていたのです。

しかし、捕虜になった人たちにとって監視員は最も身近にいる「日本軍兵士」です。自分達を苦しめ、仲間を死に追いやった日本軍への恨みは、当然のようにその矛先を彼等に向けます。こうして、俘虜虐待政策を遂行した張本人である日本政府や日本軍上層部は責任を免れ、代わりに日本軍の最末端に組み込まれた植民地支配の被害者の青年たちが責任を負うことになりました。このことを理不尽という言葉で片づけることはできません。

日本の戦争責任は、なぜ安易に植民地出身者に肩代わりできたのか？ 連合国は裁判で、なぜ支配者である日本軍の罪責を被植民地の人に償わせることをしたのか？ これは連合国が植民地宗主国であるため、東南アジアを植民地同様に治めていた日本の立場を承認したからに他なりません。

日本国籍喪失後も日本人として科刑される

1948年8月、大韓民国樹立。1951年1月、前年8月に南方から横浜に移送された私の父たち朝鮮人戦犯者はスガモ・プリズンに収監。1952年4月サンフランシスコ講和条約発効。条約発効直前の法務府民事局長通達により、スガモで戦犯として服役させられていた朝鮮人・台湾人は日本国籍を喪失（恩給、年金の対象外とされる）。同6月14日、日本国籍を喪失したため、朝鮮人29名、台湾人1名が人身保護法に基づく即時釈放を請求。同7月30日、最高裁は「科刑時が日本人である」として請求却下、拘禁継続。

同進会前会長李鶴來氏がよく言われていました。「都合のいいときは日本人、都合が悪くなると第三国人」と。

この歴史的事実に対して、「ふざけるな」と思います。李前会長の言葉に心の底から共感します。1954年12月29日に父、朴昌洪は釈放後の住宅・就職・生活資金を要求するが認められないため仮釈放を拒否。1955年1月に強制出所させられ、1956年に仲間2名も仮釈放を拒否しましたが、強制的に出所させられました。

同進会の結成、日韓基本条約の対象外

1955年4月1日、約70名で「韓国出身戦犯者同進会」を設立。基本的人権・生活権確保のため日本政府と交渉、鳩山一郎首相に要請書（1. 早期釈放、日本人戦犯者との差別待遇撤廃。2. 出所後の生活保障。3. 遺骨送還、国家補償）を提出（現在まで歴代31人の首相に提出）。1957年に巢鴨刑務所から全員が釈放される。同進会の政府との交渉の結果、寮が確保でき、後に都営住宅に優先的に入居できました。

1960年、同進会は今井知文医師の支援を受け、タクシー会社を設立し、生活基盤の安定へ。

1965年、「日韓基本条約請求権協定」が締結されると、日本政府は「戦犯問題を含め補償問題は最終的に解決済み」の態度に転じ同進会の面会に政府高官が応じなくなりません。

他方、韓国政府は「戦犯問題は当初から日本に対する請求の対象外」との見解でした。

しかし、事実上1952年、日韓基本条約の予備会談で、「戦犯問題は別途研究する」との日本側の提案により、日韓基本条約の議題から外されたのです。このことは、2005年に韓国政府が公開した日韓会談

議事録で明らかになっています。

1979年から遺骨送還は進んでいます。2016年現在、目黒祐天寺に北朝鮮出身の4体のご遺骨が安置されています。

1978年、現在「同進会を応援する会」の代表である内海愛子先生が同進会を訪れ、当時の会長李大興、李鶴来さんに会い、1982年に『朝鮮人BC級戦犯の記録』を出版されます。それまでの同進会は、日本社会からずっと無視、差別された歴史が、1960年代半ばから四半世紀以上続き、この間は同進会にとつて先の見えない孤独の戦いでした。

司法による棄却と立法院への訴え

1991年によく東京地裁に提訴し、運動の場は司法の場に移ります。提訴に先駆けて「日本の戦争責任を肩代わりさせられた韓国人・朝鮮人戦犯を支える会」が結成され、裁判を通して運動の輪が広がり、支援の市民運動と連携した活動になります。しかし、1996年東京地裁、1998年東京高裁、1999年最高裁で償いの訴えは棄却され、敗訴します。いずれの判決文にも付言があり、それを手掛かりに、今度は立法院に解決を求める運動に切り替わります。司法は自ら判断せず、立法にゲタを預けたのです。

2003年に衆議院内閣委員会で石毛瑛子議員が福田康夫官房長官に「韓国・朝鮮人BC級戦犯者問題」についての見解を求め、官房長官から「戦争ということはあるにしても、そのことによって大変な負担を与えたということについて、政府として十分考えていかなければいけない」という答弁を引き出します。

2005年には「同進会成立50周年」を記念した集会が参議院議員会館で与野党の議員の出席とともに開催されました。

2006年に韓国政府が元BC級戦犯者の動員被害認定を行わない、韓国での名誉回復が実現したことを受けて「名誉回復を祝う会」が東京で開催されます。これを機に「同進会を応援する会」も結成されます。2007年ソウルで韓国遺族会が結成され、韓国遺族会（のち韓国同進会、会長姜道元）とも一緒に働きかけて、2008年に初めて衆議院に「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給案」が提出されました。これは在日本大韓民国民団などにも支援が広がりました（同法案は民主党が提出。2009年の衆議院解散にもない審議未了で廃案）。

二度の政権交代を経て2016年から超党派の日韓議員連盟（額賀福志郎会長）が再度法案提出に向けて取り組んでくださり、現在に至っていることはご存じの通りで

す。残念ながら、与党内の調整が進まず、日韓議連で了承された法案の足踏み状態が7年近く続いています。

今年の第44回日韓議員連盟・韓日議員連盟合同総会で採択・発表された共同声明では、「両国の議員連盟は、韓国人元B・C級戦犯者の名誉回復の問題について、早期に解決ができるように日韓両国で立法措置を含めた具体的な取り組みを進めることとした」と、さらに一歩踏み込んだ表現になりました。

李鶴來会長の死と今日まで

2021年3月28日、同進会設立時から牽引してきた李鶴來会長が逝去しました。驚きと悔しさと胸が痛く、私は現実が受け止められませんでした。4月1日の同進会設立66周年の衆議院第二議員会館の集会も李鶴來会長の追悼の会になり、その日参加していただいた議員の先生方の落胆はとて大きいものでした。

その夜のお通夜、翌日の告別式はコロナの影響で家族葬になりましたが、内海愛子先生、今村嗣夫弁護士、応援する会の世話人の皆様と、李鶴來会長と私が住む、地元「同進会」を応援する西東京市民の会の皆様にも参列していただきました。もちろん同進会の遺族も参列しました。

8月31日には、2014年10月14日に李鶴來同進会会長、姜道元韓国同進会会長ら10人が提訴した憲法請願に対して、韓国の憲法裁判所から判決が言い渡されました。ソウルの代理人からの報告では、憲法裁判所は請求人の訴えを退け、韓国人元B・C級戦犯者問題に関する韓国政府の不作為は、大韓民国憲法違反には該当しないとこのこと。極めて残念な判断でありこの決定を下した憲法裁判所を批判せざるを得ません。

11月22日から25日まで、千代田区立九段生涯学習館2F「九段ギャラリー」で、「戦後70年間も不条理を問い続けてきた李鶴來会長の歩みから何を学ぶか」を考える追悼写真展が開催されました。多くの方に李鶴來会長の思い出を語っていただきました（約250名来場）。

2022年4月1日同進会設立67年、外国籍元B・C級戦犯者問題解決のための早期立法を求める集会・請願署名提出（衆議院第二議員会館、参加者約40名）。

同年11月12日同進会総会を開き、会長朴來洪^ホ、副会長に畠谷吉秋が選出されました。同進会を設立した当事者はいなくなりましたが、その意思を引き継ぎ、立法成立と韓国・朝鮮人元B・C級戦犯者問題について、これからも韓国や日本の皆様に伝えていきたいと思っております。

11月25日、「李鶴來さんを偲ぶ会」が在日大韓国民団中央会館8階ホールで開催され、約80名が集い、オンライン同時配信でも多くの方にご参加いただきました。不条理と闘い続けた李鶴來前会長から受け継いだものの大きさを再確認いたしました。

2023年4月5日、同進会設立68周年、「外国籍B・C級戦犯者問題解決のための早期立法を願う集い」（衆議院第二議員会館、参加者50名）を開催。

8月10日ウクライナ戦争下、戦後78年を迎え、『8月ジャーナリズム』に訴えます。残された戦後処理のすみやかな解決を求める共同記者会見を開催。終了後、内閣府に岸田首相あて要請書提出（会見団体／全国空襲被害者連絡協議会、民間戦争被害の補償を実現する沖縄県民の会、韓国・朝鮮人元B・C級戦犯者「同進会」&「同進会」を応援する会、シベリア抑留者支援・記録センター）。

11月15日から18日にかけて、「同進会」を応援する会世話人の有光健さん、通訳をしてくださる許美善^ハさんと私が韓国を訪問する予定です。韓日議連事務所および韓国国会議員を訪問して、韓国同進会下光洙理事と合流、姜道元会長のお墓参りを予定しています。

李鶴來会長亡き後、大勢の皆様を支えて

いただきましたことに深く感謝致します。
「同進会」を応援する会、ならびに「同進会」を応援する西東京市民の会、「同進会」を応援する大阪の会の皆様、これからもよろしくお願いいたします。同進会も多くの

二世と協力すべく頑張ります。
今後とも皆さまと共に歩んでゆく所存です。何卒よろしくお願い申し上げます。
(2023年11月14日、記)
(バク・ネホン／同進会会長)

いわゆる「台湾有事」について

泉川 友樹

はじめに 「台湾有事」論の根源

2021年1月のバイデン政権発足後、アメリカは対中国戦略を「同盟国重視」にシフトした。AUKUS、IPEF、QUAD等を中心にして対中包囲網の形成を進めており、日本もその中で役割を求められている。

これまでの流れを概観すると以下の通りである。2021年3月に当時のデビッドソン米軍インド太平洋司令官がアメリカ上院軍事委員会で「中国は6年以内に台湾に侵攻する可能性がある」との主旨の発言を行ない、これをきっかけにしていわゆる「台湾有事」が耳目を集めるようになった。この動きに歩調を合わせ、2021年3月9日に行なわれた日米外相、防衛相会談(2

プラス2)では共同発表に「台湾海峡の平和と安定の重要性」が謳われ、次いで4月16日の日米首脳会談では「兩岸問題の平和的解決」が共同声明に盛り込まれた。12月には安倍晋三元首相がオンライン講演会で「台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事である」と発言、2022年1月10日の2プラス2では米軍と自衛隊が緊急事態に「共同対処」することが盛り込まれ、両軍の運用一体化の方向性が打ち出された。8月2日にはペロシ米下院議長が中国の強い反対を顧みることなく台湾訪問を強行、リアクションとして中国が台湾海峡で軍事演習を実施し、外交の不調が軍事的緊張を招く事態となった。
このような経過を経て、日本政府は2022年12月16日に「国家安全保障戦略」

「国防衛戦略」「防衛力整備計画」の、いわゆる「安保三文書」を改訂し、防衛予算を2023年度から2027年度に約43兆円増額、2027年度に防衛費を対GDP比2%にすることを打ち出すとともに「敵基地攻撃能力(政府は反撃能力と呼称)」の保有を明確にした。他国から攻撃を受けた場合、攻撃をしている対象を撃退する必要最小限の自衛力は保有するが、相手国を直接攻撃する能力を持たないことを宣言し、他国に安心を与えることで自国の安全を確保していた「専守防衛」戦略を変更するという戦後最大の安全保障政策の転換だが、このことも憲法や法律の改正手続きも踏まないまま、閣議決定のみで行なわれた。2022年2月24日にロシアによるウクライナ侵攻が起こったことをきっかけに「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」と岸田文雄首相が自ら発言するなど、ヨーロッパの情勢を引き合いに出すことで軍備拡張を進める動きが顕著である。
このような一連の動きが現場、特に沖縄県に影響を与えている。2021年11月14日には宮古島に地对艦ミサイルが搬入され、2022年12月27日に防衛省が与那国島に地对空ミサイルを配備する計画を発表、2023年3月16日には石垣島に陸上自衛隊の駐屯地が開設された。2022年

11月の日米共同統合演習「キーンソード23」では史上初めて与那国島の公道を戦闘車が走行し、2023年10月の日米共同訓練「レゾリュートドラゴン23」では遺体収容訓練など、実戦を想定した生々しい訓練が実施された。日本政府のいう「厳しさを増す安全保障環境」への対応として受け止める住民がいる一方、自身の住んでいる場所が戦場と化すことが想定されていることに不安や恐怖を覚えている住民も多い。

このような動きを見れば、日米両政府は「台湾有事」を想定して着々と準備を進めていることが分かる。先述した「安保三文書」が中国を「国際社会の平和と安定への最大の戦略的な挑戦」と位置付けていることもそのことを裏付けている。

では、日米両政府が想定している「台湾有事」とはいったい何を指しているのか、また「台湾有事」は本当に起こるのだろうか、起こるとすればどのような状況で起こるのだろうか。本稿では中国から見た台湾問題、及び日本と中国が台湾問題についてこれまでどのように対処してきたかを概説し「台湾有事」が発生しないために日本が踏まえるべきことを示したい。

中国と台湾の関係

「台湾有事」を考えるためには、そもそ

も中国にとって台湾問題とは何かを理解する必要がある。

中国と台湾の関係については以下の通りである。台湾は日清戦争以前、清朝の版図であったが、日清戦争後に締結された下関条約によって割譲され1895年から日本の植民地となった。その後、日本は1931年9月18日の満州事変に端を発する日中戦争で中国を侵略したが、清朝の後継政権にあたる中華民国に敗れ、1945年8月15日に昭和天皇が戦後処理の方針を定めたポツダム宣言受諾を公表、同年9月2日に降伏文書に調印することで終戦を迎えた。ポツダム宣言にはカイロ宣言が履行されるべきことが記されており、カイロ宣言には「日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還する」と明記されている。このような経緯から、台湾は中国（当時は中華民国）に返還されたと見るべきである。

日本の敗戦後、中華民国では中国国民党と中国共産党の内戦が勃発し、中国共産党が勝利を収めた結果、1949年10月1日に中華人民共和国が建国された。中国国民党率いる中華民国は台湾に逃れたため、外形的には「2つの中国」が存在するように見える状況が現出し、今に至っている。中華人民共和国はその成立を以て全ての主権

は中華民国から引き継がれたという立場を取っており、それには当然台湾も含まれている。そして、日本は後述する「日中共同声明」によって中華人民共和国政府を「中国を代表する唯一の合法政府」と承認し、中華民国を国家承認していない。

なお、日本と大部分の連合国の間で最終的な戦後処理を定め、1951年に調印されたサンフランシスコ講和条約では、日本は台湾を含む領土を「放棄する」としか記されていない。そのため、これを根拠に台湾は中国に返還されていない、よって「台湾は台湾であり、中国とは関係ない」と主張する説があるが、先述のように中国大陸（中華人民共和国）と台湾（中華民国）は国共内戦の影響で分断状態にあったため、どちらもサンフランシスコ講和条約に調印していない。台湾の取り扱いについては「日華平和条約（後に失効）」及び「日中共同声明」で定められているため、台湾の一部の人々の考えは尊重しつつも、日本は公のレベルではこれらに準拠するのが妥当であろう。

このような歴史的経緯を見ると、戦後の分断状態が事態を複雑化し問題解決を難しくしているが、中国にとって台湾問題の原点は「列強によって奪われた失地の回復」である。特に台湾は日本に奪われた国土であることから、日本が安易に「台湾有事は

日本有事」と主張して台湾問題に介入することは中国にとって受け入れがたいことなのは想像に難くない。侵略によって中国の人々に筆舌に尽くしがたい被害を与えた日本としては、この歴史と謙虚に向き合いながら台湾問題を見つめる必要がある。「民主主義対専制主義」といったイデオロギーや価値観の違いで敵と味方を選別し、結論も出口もない争いに入っていくべきではない。

中国から見た「台湾有事」

実は「台湾有事」には明確な定義がないが、本稿では便宜的に「中国が台湾に武力を行使することで引き起こされる衝突、紛争」とする。この定義に照らせば「台湾有事は日本有事」とは「中国が台湾へ武力を行使した際にアメリカが武力介入し、そのアメリカが攻撃されたことで日本が日米同盟に基づく集団的自衛権を行使し、台湾問題に武力介入することで引き起こされる日本と中国の衝突、紛争」となる。そうであるならば「中国はどのような場合に台湾に武力を行使するのか」を分析することが「台湾有事」の発生を防ぐために有効である。

先述の通り、中華人民共和国は台湾を自国の一部であるとしており、現状は分断状

態にあるが統一するべきであると考えている。このことは中華人民共和国憲法に「祖国統一の大業を成し遂げることは台湾同胞を含むすべての中国人民の神聖な責務である」と記されていることから明らかである。ただし、中国は統一の時期については明確な期限を設定していない上、統一の方法についてもアメリカとの関係が正常化した1970年代後半からは「あくまでも平和統一を目指す」としている。この方針は一貫しており、習近平政権になってからも変更はない。台湾独立派をけん制するため

「武力使用を放棄する約束はしない」ことも一貫して言い続けているのだが、この副題の「武力使用放棄せず」が主題の「平和統一を目指す」を超え、独り歩きしているのが日本のメディアや政界の現状である。中国の方針を冷静に見定める必要がある。

中国にとって武力行使は自国民に銃口を向ける行為であり、万事も得ない場合の最終手段である。では、どのような場合に中国はその最終手段を採り得るのだろうか。このことについては中国が2005年3月14日に制定した「反分裂国家法」で明確に回答している。同法では①台湾を祖国から分裂させる重大な事実が発生した場合、②台湾を祖国から分裂させる可能性の

ある重大な事件が発生した場合、③平和統一の可能性が完全に失われた場合について「非平和的方式」を採ることが規定されており、台湾が独立を宣言する、あるいは他国の軍隊が台湾に駐留するといったことが発生しない限り「非平和的方式」を採ることとはならないことが明確になっている。

中国共産党が2022年に開催した第20回党大会で定めた最大の国家目標は「2035年までに基本的な社会主義現代化を成し遂げ、今世紀半ばまでに社会主義現代化強国になる」ことである。社会主義国は安定政権の下で中長期計画を策定し、その計画に従って年間計画を実施していくのが特徴であるから、この国家目標の実現が困難になるような「台湾有事」を自ら引き起こす可能性は極めて低い。「中国共産党は一党独裁なので自由に軍備が増強できる」「習近平の意思一つで台湾に侵攻できる」といった主張がメディアなどからも聞こえてくるが、これは社会主義国の特徴を全く理解していない主観と偏見に基づく唾棄すべき主張といわざるを得ない。中国が軍事的、経済的に強くなったのは事実である。しかし、それは「台湾有事」の発生の可能性が高まっていることを必ずしも意味しない。

以上見てきたように、中国は「台湾有事」

を自ら引き起こす考えはなく、アメリカや日本が「台湾独立派」を焚きつけることが「台湾有事」を誘発すると見ている。よって、アメリカや日本が今なすべきことは中国の武力行使を避けられないものとして軍備増強に走るのではなく、外交によって中国と台湾当局の冷静な対話を促すための環境づくりをすることである。

「台湾有事は日本有事」か？

アメリカや日本が台湾を独立の方向に焚きつけない限り「台湾有事」が起こる可能性は極めて低いことを述べた。ここでは「台湾有事」が発生した場合、それが「日本有事」になるのかについて述べる。

先述の通り、中華人民共和国はサンフランシスコ講和条約を調印しておらず、日本との戦後処理は1972年9月29日の「日中共同声明」及び1978年8月12日に調印した「日中平和友好条約」で行なわれた。「日中共同声明」では「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」と謳われている。この日中共同声明を基礎として締結されたのが日中平和友好条約である。同条

約は国会での批准手続きを経て発効しているため、条約遵守を定めた日本国憲法98条2項により、内閣のみならず国会議員を含む国家全体を拘束する。よって、安倍晋三元首相の「台湾有事は日本有事」発言は「専守防衛」の観点からも問題であるが、日中平和友好条約から見ても極めて不適切である。

以上見てきたように、日本が中国と取り交わしている約束に照らせば、中国と台湾で仮に武力衝突、いわゆる「台湾有事」が発生したとしてもそれは中国国内で発生した「内戦」である。これは中国の一方的な主張ではなく、日本の侵略戦争の処理として日本が中国と交わした重い約束である。これを違えるようなことや抵触していると中国が受け取りかねないことを日本は決して行なうべきではない。日本に求められているのは麻生太郎自民党副総裁のいう「戦う覚悟」を持つことではなく、日米同盟に基づく集団的自衛権を行使して台湾問題に介入することでもない。先人たちが中国と安定的な関係を構築するために作り上げた日中共同声明や日中平和友好条約を堅持しつつ、中国と台湾当局の問題を平和的に解決するように環境整備を行なうことである。そうすれば「日本有事」は起こりえないし「台湾有事」が発生するリスクも

大幅に低減できる。なお、外務省によると2023年11月17日にサンフランシスコで行なわれた日中首脳会談では岸田文雄首相から習近平国家主席に対し、我が国の台湾に関する立場は、1972年の日中共同声明にあるとおりであり、この立場に一切の変更はないと述べている。「言行一致の外交」が必要である。

終わりに

最後に「台湾有事」の影響を最も受けている沖縄県の動きについて述べる。「台湾有事」論を背景とした軍備増強や自衛隊配備強化に危機感を持った沖縄県、宮古島、石垣島、与那国島の市民団体及び有志は、日本国政府に対し、中国との外交による平和的な問題解決を図る意見書を可決するよう求める陳情を2023年の沖縄県議会2月定例会に提出した。付託された総務企画委員会の「全会一致原則」に阻まれ採択はされなかったが、その願意を反映した「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」が議員提出議案として本会議に諮られることになり、3月30日の最終本会議で賛成多数で可決された。意見書は政府に対し「日中両国において確認された諸原則を遵守し、両国間の友好関係を発

展させ、平和的に問題を解決すること」を求めている。

4月1日には沖縄県が「地域外交室」を新設、地方として独自のメッセージ発信や平和構築の取り組みを行なう体制を整えた。7月3日から7日までは玉城デニー知事が北京と福建省を訪問、李強首相をはじめとする中国政府要人と意見交換を行ない、中国との友好関係の発展を促進した。

沖縄県はこの動きは注目に値する。他の

地方自治体からもこのようなアクションが起これば、「台湾有事」論を奇貨として軍拡を進める政府の行動にブレーキをかけ、東アジアの平和構築のための大きな力となるだろう。市民一人ひとりの行動が求められている。

2023年11月19日

(いずみかわ・ゆうき／沖縄大学地域研究所特別研究員)

「ベトナムの冤魂を記憶せよ」

～韓国軍犯罪判決と日本との違い～

玄 順恵

ソクラテスは「私は知らないということを知っている」と言っただけだが、それは人間にとって最も大切なものは、物事に対して常に「なぜか？」を問い、その意味を吟味し、それに応答していく姿勢をもつことであると訴えたのだ。

今、2023年末、ロシアとウクライナ、イスラエルとハマスとの戦争が泥沼化する様相を見るたび、人間はなぜ戦争を繰り返すのかと自問自答するのは私だけではないだろう。

戦争は「人殺し」を国家が国民に対して

合法的に保障する約束のもとに行なわれる。

しかし戦争はいくら合法的な命令であっても国民・兵士ひとり一人が納得しない限り戦争の継続は困難を極める。戦争には国民・兵士を動員する「意思」と「名分」が必要なのだ。

戦争は、国家と個人、人間の感情の本質を最も深く考えさせる。国家が遂行したい戦争へ国民・兵士を巻き込むため、国家はその「意思」と「名分」を美辞麗句に変えて標語に掲げる。いわく「自由と民主主義」、

「正義の戦争」、「自衛のための戦争」、「大東亜共栄圏」等々。しかし国家の引き起こす戦争は、ひとり一人の国民・兵士が動かなければ成り立たないのだ。

長い人類の歴史から見ると生老病死の運命をもつ人間の一生は、短い。その一生の中で一番幸福な時間や場所は、どこであるのかと考えた時、おそらくそれは誰にとっても自分の大切な人たちとともに居心地よく過ごせる時間や空間の数々ではないだろうか。

平和とは、そういった理屈無しの絶対的条件のことを言うのだろうか。

とすれば国民・兵士にとつての最大の「意思」と「名分」は、国家のいうそれとは違う素朴で平和な暮らしではないのだ。

戦争においてその最前線に立つのはひとり一人の兵士だ。平和な暮らしから切り離され戦場へ行く兵士は、国家によって駆り出された被害者である。戦場は、殺すか、殺されるかの闘いの場だ。生き残るためには相手側、敵の人間を殺さねばならぬのだから、兵士はおのずと加害者になる。

小田実は、ベトナム反戦運動の中で戦場における人間兵士の存在を考察し「戦争のメカニズム」を説明した。「兵士は被害者であることによって加害者になる」という平和への倫理と論理だ。

被害者であることによって加害者となった兵士に殺される人間の多くは、圧倒的な弱者である子供、老人、女性、病人である。この事実は古今東西のどの戦争においても同じだ。

今年、世界最強の国アメリカを相手に、小さな国ベトナムが長い戦争のなかで勝利を得ることになった「パリ和平協定」締結から50周年になる年だ。

この和平協定をもたらすために一役かったのが、かつてベトナムを1858年から植民地支配し、戦争をし、途中で放り出しアメリカに支配を引き継がせたフランスだ。1968年、時の大統領ドゴールは、フランスの2つの町に北ベトナムと南ベトナム臨時革命政府の代表たちを住まわせる提案をした。

1968年から73年まで、キッシンジャーとL・ドクト間の秘密交渉も含めて総計174回に及ぶ交戦国同士の間で交渉は、ついに和平協定迄に結実するが、この交渉期間は、「テト攻勢」やホーチミンの死、黒人解放運動、エルスバークによる「ペントゴンペーパーズ」の暴露、そしてベトナム反戦運動の世界的拡がりとともに米軍脱走兵が多く、国で続出した大騒乱期でもあった。

そして「ソンミ村」虐殺事件のような

韓国軍による民間人虐殺があちこちで行なわれていた。

韓国のある歴史家は言う。ベトナム戦争ほど世界をゆるがせた戦争はない。多くの小説や映画など多様な文化領域にまで与えた影響は大きい。韓国においてだけ注目されなかった。ベトナム戦線にいた外国軍の中で二番目の大規模派兵であったにもかかわらずだ。戦争中は毎日のように新聞紙上を飾った参戦軍人の勇姿は、戦争が終わると25年もの間、社会的注目を浴びることはなかった、と。

しかし1999年、ハンギョレ新聞社の記者コ・ギョントの企画紙面によりベトナム戦争の歴史と負の記憶がクローズアップされ注目されるようになった。

1993年、ホーチミン大学へ歴史研究のために留学中だったク・スジョンが偶然見つけた資料「ベトナム南部における南朝鮮軍の罪悪」（共産党政治局内部資料）にもとづき現地調査をする中で書き上げた記事が雑誌『ハンギョレ21』に連載され、ベトナム戦時の韓国軍による民間人虐殺の真実が公的に明かされたのだ。彼女には書くまでいくつもの迷いがあった。資料はベトナム側の一方的な報告書であるかも知れない、公平な検証が必要であること、韓国人には、自分たちは外国を侵略し他国に迷

惑をかけたことはないとの「神話」があるため発表による社会的衝撃が計りかねたこと、また日本の嫌韓右翼に利用されかねないという懸念があったため公表を控えていたが、1988年に設立されたNGOナワウリ（私と私たち）のメンバーが、韓国軍のベトナム戦争中の行動を明らかにしようと渡越した際に、この資料をもって彼らとともに現地調査の旅に出たのだ。

「ベトナムの冤魂を記憶せよ」との題名の連載第二回目の記事を略して紹介する。

（*えんこん…無実の罪によって死んだことを恨む霊魂）

ベトナムの動脈である1号国道をつなぐ主要都市ごとに、ベトナム戦争当時は韓国軍部隊が位置し、……フランス植民地時代に建設したという往復2車線道路は、アメリカが「ベトナムを石器時代に戻してやる」と公言したようにあちこちに傷跡を抱えていた。……非戦闘部隊のテコンドー教官団と医療団を皮切りに、韓国軍はベトナム戦に配置され始めた。65年には青龍部隊（海兵旅団）と猛虎部隊（首都師団）が、66年には猛虎部隊の第26連隊と白馬部隊が戦闘部隊としてベトナムに上陸した。韓国軍が道を整備し、学校や病院を建て、必要な支援、テコン

ドーを普及するなど民間支援事業も戦闘に劣らず尽力したことは事実だが、それが全てだったか……1965年から73年までの9年あまり、青龍、白馬、猛虎部隊など約31万2853人が熱帯の地ベトナムに渡り多くの敵軍を射殺し、およそ5000人の民間人を虐殺した。実際数はその数倍を超えるだろう。今回初の調査地域は報告書に紹介された地域の半分に過ぎない。その過程で向き合わなければならなかった死は、これまで死に対して抱いていた、高尚で厳粛なすべての概念を覆してしまうのに十分であった。彼らは「ベトナム」ではなかったように「烈士」でもなく、彼らの死は感動的でも悲壮でもなかった。そして彼らは死んでも厚遇されなかった。しかしその歳月の間、彼らは黙々と慰霊碑を立て、慰霊祭を行ない犠牲者たちの魂を慰め資料をつつて自分たちの傷を歴史に刻んでいた。

一つ言えることは、虐殺の現場に通い彼らの悲しみを何度もかき回しながらも、私は一度も「復讐の危険」にさらされたことがないことだ。その重苦しい旅路を終えて、私は今、ベトナムの人々が見せてくれた素朴な情けに充ちた微笑が胸の中にこみ上げてくるのを感じる。30年が流れた。今は私たちが彼らと共に鎮

魂の歌を歌うべきではないだろうか。
ホーチミン市／ク・スジョン通信員
〔ハンギョレ21〕1999・9・2、第273号

ク・スジョンの連載の反響は大きかった。市民社会は、新たな成熟した市民運動の誕生を歓迎したが、ベトナム戦争元参戦軍人や枯葉剤被害者の元軍人たちは猛烈な反発を示し、ハンギョレ新聞社を襲撃し器物を破壊した。ク・スジョンも様々な嫌がらせや生命の危険にさらされた。しかし市民社会の温かい支持を背景に、コ・ギョンテは「ベトナムキャンペーン」を立ち上げ募金活動に乗り出す。賛同する市民運動が次々と出現し集まった募金は全て虐殺のあった村で行なう慰霊祭や慰霊碑建立に寄付された。虐殺の村々は今でも貧しく、革命烈士でもない彼らには政府からの援助はないという。

NGOのメンバーが現地へ通い村人と共に学校や医療などの建設、整備、診療などに奉仕した。数ある虐殺村での慰霊祭には必ず花輪を送っているが、快く祭場に飾られる村ばかりではない。村の入り口から中に入れてくれないところもあったそうだ。それでも毎年送り続け訪問を重ねている。

現在、ク・スジョンとコ・ギョンテは「韓国ベトナム平和財団」を設立し、理事とし

て活躍している。

彼らは、弁護士の仕事と共に2017年「ベトナムタスクフォース」を立ち上げ、韓国政府を相手に訴訟を準備した。原告は、虐殺村のひとつであるクアンナム省のフオンニ村の生存被害者だ。ク・スジョンたちの援助で2020年に提訴に踏み切る。今年の2023年2月の一審判決でソウル中央地裁は、3000万ウォン（約310万円）の支払いを韓国政府に命じた。ベトナム政府は、韓国との経済的国益を優先して被害者の声には吝嗇だ。

フオンニ村虐殺は、1968年に起こった。コ・ギョンテはまだ乳飲み子の頃だ。彼が、「六八年」やフオンニ村にこだわり書き続けるのは「記憶の資格」すら持たされない、そのような人間すべての存在を記憶し刻印したかったからだという。

ク・スジョンは「私は、ただ見て見ぬふりをしたくなかったから書いたのだ」と言っていた。記憶が歴史になる道は果てしなく遠い。しかし何と心温まる道中ではないか。

(ヒョン・スネ／画家)

ガザ地区の崩壊のプロセスを遡る

早尾 貴紀

はじめに

10月7日にガザ地区のパレスチナの武装勢力連合がイスラエル領に向けて一斉攻撃をした。数千発のロケット弾の発射と、ガザ地区を包囲する壁・フェンス・検問所を突破しての陸上進撃。ガザ地区周辺イスラエルの軍事基地が一時規制圧され、またユダヤ人の入植村(キブツ)および野外音楽祭の会場が攻撃され、1000人以上の死者が出た。これは1973年の第4次中東戦争以来の50年で最大の被害であり、しかもシリアやエジプトの正規軍との戦争ではなく占領下の抵抗組織による攻撃の被害としては過去に類例がない。

対してイスラエル軍は武装勢力を即座に制圧するとともに、ガザ地区を「報復」と称して絨毯爆撃、そして「ハマースの拠点を壊滅させる」と称して陸上侵攻を進めている。実に11月半ばまでパレスチナ人1万2000人以上を殺害し、数万人を負

傷させて、なおイスラエルは攻撃の手を緩めていない。「イスラエル・ハマース戦争」とメディアでは称されるが、(10・7)の攻撃以外は、ほぼ一方的なイスラエル軍によるガザ地区への攻撃・侵攻であり、ほとんどの死傷者がガザ地区の一般住民であるという点で、「戦争」という言葉は現実を表しておらず、「大虐殺」「ジェノサイド」という表現がふさわしい。

世界各地では、「テロの犠牲者」「自衛権の行使」としてイスラエル支持を欧米諸国(日本も含めてG7)が表明する一方で、その欧米諸国内でもパレスチナ支持ないし停戦を呼びかける市民の大規模デモが続き、またアジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国では政府レベルでも広くイスラエル批判がなされている。日本では「国際社会」への同調がそのまま欧米政権の崇拜なため、「ハマースはテロ組織であり先に攻撃を仕掛けてきたハマースが悪い」という論調が、主流のメディアと世論を覆っているが、しか

し世界的に見ても、国連総会では圧倒的多数で停戦決議案が可決されたように、実はイスラエル支持はG7に限って突出しているのが実情だ。

1すでにガザ地区は封鎖され極限状況にあった

ところで、10月7日に起きたガザ地区の武装組織連合による攻撃が、その規模の予想外の大きさとイスラエル側への進撃という手法で世界を驚かせはしたが、しかしこれを「始まり」として見ることは大きな間違いである。それではイスラエルのガザ地区攻撃を「報復」や「対テロ戦争」や「ハマース掃討」という名目で正当化することになってしまふ。(10・7)を歴史の文脈に位置づけることが必要だ。

とはいえ、歴史的始点を一つに定めることはできないし、またずっと過去からの関連や影響を辿ることは記述が膨大になりすぎてしまふ。ここではむしろ逆に、直近の出来事から少しずつ過去に遡ることにしよう。

マスメディアでは「ガザ地区を実効支配するイスラーム原理主義組織ハマース」と

枕詞を付けて称するのが一般的になっているが、まずはこの表現が大いなる偏見である。ハマースは原理主義組織ではないし、イスラーム政党だから支持を得たのでもない。ハマースは、「オスロ体制」と言われる1993年以來の国際的な和平の枠組みの欺瞞を批判することでパレスチナの民衆的支持を得て2006年のパレスチナ議会議長選挙で勝利し（ヨルダン川西岸地区でもガザ地区でも）、単独過半数の与党としてパレスチナ自治政府の政権を委ねられたのだ。すなわち、ハマースは唯一の選挙的正統性を得た政権なのである。

ところが、イスラエルと欧米と日本とは、「オスロ和平を否定するハマース政権は容認できない」としてボイコット。選挙で敗北したパレスチナ解放機構（PLO）の主流派ファタハに引き続き自治政府を担当させるべく、イスラエルと米国とがファタハに武器と弾薬まで供与してハマースと内戦を引き起こさせつつ、イスラエル軍・治安警察は西岸地区のハマースの議員と幹部を一網打尽に逮捕してハマースを無力化し、西岸地区をファタハ支配のもとに置いた。すなわち、「西岸地区を武力クーデタによって実効支配するファタハ（PLO）」というのが実情なのだ。

対してハマースは主要メンバーが西岸

地区からガザ地区に「流刑地」よろしく追放され、ガザ地区だけで政権を維持、2007年に内戦はひと段落した。ここからイスラエルによるガザ地区の封鎖と軍事攻撃が始まる。2008―09年にかけて、2012年、2014年、2021年と大規模なガザ地区空爆と陸上侵攻とが繰り返された。発電所や浄水場や通信施設などのインフラが破壊され、住宅・学校・病院・商店も意図的に標的にされ、食糧支援などの物資の搬入さえも封鎖によって締め付けられた。まともな市民生活など送れないどころか、もはや生存基盤そのものが脅やかされていたのだ。世界はそのことを深刻なものと受け止めなかつたが、ガザ地区はとくに「極限状況」を迎えていた。

選挙的正統性を持ったハマースは政治対話を拒否されたまま（つまり投票したパレスチナ人の民意が踏みにじられたまま）、封鎖と攻撃に晒され続けた18年間があり、地域的にも組織的にも個人的にも何ら展望がないし、ガザ地区を脱出することもできない。私の目には、ガザ地区からはいつ何が起きても不思議ではないと映っていた。むしろ、このままの状態が維持されると考えることのほかに無理がある。それは支配者側に都合のいい思い込みだ。

2 争点としてのオスロ和平体制

だが、ハマースはなぜに国際的な合意であるオスロ和平体制を批判したのだろうか。なぜにそれが支持されたのだろうか。オスロ合意は「二国家分離解決」、すなわちパレスチナ国家を西岸地区とガザ地区で独立させる約束だというのに。

ポイントは、オスロ合意やそれに基づく諸協定に、独立国家となるための要件がまったく含まれていないことだ。それは主に5点。ユダヤ人入植地の撤去、東エルサレムの返還、国境管理権の移譲、水利権の返還、難民帰還権の承認、であるが、すべてが「将来的な議題」として先送りされたまま。ただPLOがイスラエル国家を承認することと、PLOをパレスチナ自治政府とすることだけは決められた。そしてイスラエルはパレスチナ「自治」を盾に、あたかも占領が終わったかのように自らの負担や責任を免れつつ、国際社会の援助によってパレスチナ支援を賄わせただけだ。すなわち、占領問題が政治アジェンダから外されて隠蔽され、「人道支援」という課題へとすり替えられたと言える。

もつとも明白な例は、1993年のオスロ合意が入植活動を制限するものではなかったため、「和平プロセス」とされる期

間でもユダヤ人入植地は増えつづけ、単純に93年時点から2000年の第二次インティファダ時点で入植者数は2倍になっていたことである。入植地が建設されるということは、占領地の土地が収奪されるだけでなく、イスラエルと入植地および入植地同士を結ぶ専用道路ができて、さらに土地収奪が進むと同時にパレスチナ人の町同士は分断されてしまう、ということになる。入植者のための学校や工場や商業施設、入植地を「守る」ための軍事基地、軍事演習場も付随して増えていくし、すべてが土地の収奪と分断を生み出す。

こうして占領の構造が深められていくなかで、イスラエルと相互承認したPLOの自治政府は、細分化された一部の町・村の占領地行政だけを請け負う存在に成り下がり、その財政は援助漬け（それには日本の税金も含まれる）となり腐敗していった。オスロ体制下で、PLOの周辺は潤うが、土地を奪われた人びとはますます困窮するという矛盾。その矛盾が、2000年に第二次インティファダとして反オスロの民衆抵抗運動となり、それゆえにオスロの欺瞞を指摘したハマースに支持が集まった。ハマース政権は、入植地のない一体化した土地で、東エルサレムを首都とした、完全な独立国家を公然と要求したのだが、しかし

そうだからこそ、ハマース政権の存在をイスラエルと欧米日は一切認めなかつたのだ。

したがって、ハマース台頭も、そしてガザ地区弾圧も、その直接的原因は、オスロ体制にあるのだ。

3 占領から抵抗へ、そして抵抗の押さえ込みへ

では、なぜ1993年にそのような不平等で占領状況を悪化させるオスロ合意が結ばれたのか。これはイスラエルが1967年の第三次中東戦争でヨルダン川西岸地区とガザ地区とを軍事占領下に収め、この占領地をどのようにイスラエルに従属させつつ、最終的にイスラエル領としていくのか、というイスラエルの戦略的判断に尽きる。

イスラエルの占領下で西岸・ガザの両地区は、ヨルダンやエジプトから切り離されたうえに、独自の産業発展・経済活動は阻害され、パレスチナ人はイスラエル領内への出稼ぎ労働をするか、湾岸産油国への出稼ぎ労働をするか、という状況に追い込まれた。イスラエルでの安価な肉体労働で得た賃金は、イスラエル経済に組み込まれた流通のなかで購買に充てられ、イスラエルに還流するという仕組みだ。また湾岸での出稼ぎ者は占領地へと仕送り送金をして

いった。自立した政治経済が欠落させられているあいだにも、着々とユダヤ人入植地が建設されていき、既成事実としてのイスラエル領化が進められ、たんなる軍事占領ではなく土地の「乗っ取り」の画策であることが露呈していった。

イスラエルが安価なパレスチナ人労働者に依存し、パレスチナ人が現金収入をイスラエルでの出稼ぎ労働に依存するという、共依存状態はかりそめの安定を生み出したかのように見え、イスラエル人はこの期間を「蜜月」とまで呼んだが、しかしそれは占領者の一方的な眼差しであり、まったく非対称的な支配・従属関係のなかでパレスチナ人の受ける日常的な差別と屈辱の蓄積は、20年間を経て1987年の第一次インティファダ（民衆抵抗）へと展開されていく。この抵抗は組織的かつ長期的な広がりを見せ、イスラエルはもはや従来の占領方式へは戻れないと判断し、そこで発明されたのがオスロ体制だと言える。すなわち、パレスチナに「自治」の名前を与えることでイスラエルは占領責任を免れながら、国際社会に自治政府を援助させるが、入植による土地の収奪や人・物の移動の制限などはむしろ強化していく、という巧妙な方法だ。

このときPLOとパレスチナ人はたんに

驅されたのではない。1990年のイラクによるクウェート侵攻で生じた湾岸危機で、イラクのサダム・フセイン大統領がクウェート撤退とイスラエルの占領地からの撤退とをリンクさせた主張を、PLOのヤーセル・アラファート議長が支持したために、湾岸諸国の怒りを買って、PLOへの援助金を切られ、パレスチナ人の出稼ぎ労働も禁止されたために、パレスチナは苦境に陥っていたのだ。困窮したPLOには、オスロ合意を拒否する余力はもはやなかった。

4 「1948年占領地」と難民とガザ地区

第三次中東戦争でイスラエルに占領された西岸・ガザの両地区は、「67年占領地」とも言う。この言い方には、その対概念として「48年占領地」がある。それは1948年に建国されたイスラエル国家の領土のことを指すのだが、そこには、パレスチナの土地が不当に奪われた結果としてイスラエルがあるのであり、そこもまた「占領地」である、占領された時期が67年なのか48年なのかという違いではない、というところが含意されている。

その「48年占領地」は、国連パレスチナ分割決議を梃子として、組織的・計画的な

民族浄化政策によって、パレスチナの80パーセントの土地を獲得する目標のもと、その地に住む先住パレスチナ人を暴力的に追放することで手に入れられたものだ。小さなガザ地区とパレスチナ難民はこのときに発生し、ガザ地区はほとんどの住民が難民であるという歪な状況が生まれたのはこのときだ。それゆえガザ地区住民において「48年占領地」への正当な帰還権を求めた抵抗運動が根強いのは当然のことである。

他方イスラエルからすれば、第一次大戦後にオスマン帝国領から英国が手にした英領パレスチナの「全域」がユダヤ人国家になるべきこと、およびその全住民がユダヤ人であるべきことは、究極的な理想である。それは建国前のシオニズム運動のなかで共有された理想であり、80%の土地で建国したこととその人口のうちユダヤ人が80%であることは「一段階」に過ぎないことになる。67年占領地に入植していったことは、パレスチナの80%の領土を100%にしていく過程であり、またそこにいるパレスチナ人口を限りなく0%に近づけることも理想を実現するための必要条件である。

おわりに

遡ってきた歴史から現在に戻ろう。いまガザ地区で進められているのは、ジェノサ

イドで脅迫しつつ、インフラと住宅や病院・学校・国連施設を意図的に破壊することで、大規模な避難者の人道危機を作り出すことである。人道支援の名の下で、国際社会がガザ地区住民を地区外へと避難させる方向へとイスラエルの軍事作戦は遂行されている。それは、48年、67年、93年、2007年と段階を経て、手法を更新しながら着実に進められてきた。ガザ地区は消滅の危機にある。だがそれは、イスラエルにとっては、西岸地区も含めた100%のパレスチナを獲得するための手段に過ぎない。(10・7)蜂起は、それに対するガザ住民の最後の抵抗と言える。

日本も含めた国際社会は、イスラエルによるパレスチナ抹消を容認しその共犯になるのか、あるいはそれを転換し、パレスチナにおける正義を希求する方向へ向かうか、(10・7)はそのことを私たちに問うている。

(はやお・たかのり／東京経済大学教員)

「私は沈黙しない」

米連邦議会・下院でのイスラエル批判演説

田中利幸ブログ『吹禪・Yuki・Tanaka』2023年11月9日より転載

11月8日にアメリカのオンライン番組「Democracy Now（今こそ民主主義を）」で取り上げられた、ラシダ・トレイブ議員の米連邦議会・下院における素晴らしい演説の全文を翻訳してみました。

アンカーは、「Democracy Now」番組の共同創立者でもあるエイミー・グッドマンです。演説は、下記のURLで視聴できます。https://www.democracynow.org/2023/11/8/house_censures_rashida_talb_on_israel

イスラエルによるガザへの執拗な攻撃による死者が1万人を超え、世界中の何百万もの人々が停戦を求めて街頭で行進するなか、米連邦議会下院は今週火曜日（11月7日）、下院で唯一のパレスチナ系米国人の議員に対する問責決議を行なった。234対188の投票結果により、議員たちはラシダ・トレイブ下院議員のイスラエル批判を公式に非難し、その中にはパレスチナ人の自由と平等の呼びかけスローガンである「川から海へ」という表現を、彼女が擁護したという批判も含まれた。「パレスチナとイスラエルの子どもたちの叫びは、私には何ら変わりなく聞こえます」と、投票前の感情的なスピーチでトレイブは語った。「私が理解できないのは、パレスチナ人の叫び声が、なぜみなさんには違って聞こえるのかということです」。

*「ヨルダン川と地中海の間のすべての土地をパレスチナ人が支配すべきだ」という意味のスローガンだと言われている。（田中注記）



エイミー・グッドマン

火曜日、下院は民主党のラシダ・トレイブ下院議員（下院議員で唯一のパレスチナ系アメリカ人）のイスラエル批判に対する問責決議を行いました。投票結果は234対188で、22人の民主党議員が共和党議員とともにトレイブ議員を問責しました。投票に先立ち、同議員は議場で次のように演説しました。

トレイブ議員

下院議長、私は米連邦議会です。議員を務めている

唯一人のパレスチナ系アメリカ人であり、今こそ

私のような人間の物の見方がここで必要なのです。したがって、私は沈黙するつもりはありませんし、私の言葉が歪曲されるのを見逃さずわけにはいきません。議員のみなさん、私がデトロイトの出身であることをお忘れですか。この国で最も美しく、最も黒人の多いこの街で、たとえ声が震えようとも、権力に対して真実を語ることを私は学びました。

私をいじめ、脅かそうとしても、あるいは私の発言を検閲しようとしても、うまくいかないことを申し上げておきます。なぜなら、この停戦（市民）運動は、一人の人間の言動よりはるかに大き

なものだからです。この運動は日々拡大しつつあります。ネタニヤフ首相の極端な過激主義に反対し、米政府が（イスラエルによる）集団的懲罰や骨まで肉を溶かす白リン弾の使用を支持する姿をこれ以上見るに耐えないと考える人々が、この国中に何百万人もいるからです。行き場の無い何百万人もの人々に対して、食糧、水、電気治療を絶つことを支持する我が国の政府を、議長、彼らはもう見るに耐えないからです。私と同じように、議長、戦争犯罪行為に対してはさらなる戦争犯罪行為で応答すべきだとは、この人たちは信じてはいません。パレスチナ人の命を認めようとしない連邦議会と政権に、私は自分の魂が削り取られるような深い痛みを感じます。これまでに、百万人以上のパレスチナ人が殺されました——その大半が子どもたちです。

しかし、これだけは、はつきりさせておきたいと思えます。私が批判しているのは常に、イスラエル政府とネタニヤフ首相の行動です。議長、国民と政府を分けることは重要です。どんな政府であろうとも、批判の対象にならない政府はありません。イスラエル政府を批判することが即反ユダヤ主義的であるという考え方は、非常に危険な前例を作ることであり、私たちの国の各地で人権を訴える多様な声を封じるために使われているのです。

議長、今現在、この連邦議会の外で、自分たちの政府が自分たちの人間性を奪っていることに

苦悶しながら耳を傾けている人々が、どのような思いでいるかお分かりですか？ 自分たちが選挙で選んだ米国の大統領が、瓦礫の下で死んでいく子どもたちやその両親たちの映像を次々と目にしながら、その死者数に（誇張だと）異議を唱えることで、人間性を奪っていることを。議長、憎悪犯罪の増加に怯え、イスラム恐怖症や反ユダヤ主義が私たち全員の治安を悪くしていることを知っている私たちが、自分の子どもがイリノイ州で（ガザの）ワデアという名前の6歳の子が受けたような恐怖に見舞われるかもしれないと心配することが、どんなことかお分かりですか？ こんなことをこの場で言わなければならないなんて自



分でも信じられません、パレスチナの人々は使わなくなった品物ではありません。

エイミー・グッドマン（解説）

ラシダ・トレイブ下院議員が胸がつかまって言葉が途切れると、彼女の同僚の下院議員であるイルハン・オマー*が、同僚のイスラム教徒の下院女性議員であるトレイブの肩にやさしく手を置いて、支えています。

*イルハン・オマーはミネソタ州選出の民主党の下院議員で、ソマリア系移民のイスラム教徒。（田中注記）

トレイブ議員…

私たちは、他の誰とも同じように、人間です。私の祖母は、他のどのパレスチナ人も同じように、また誰もが権利を持っているはずの、ただ自由な人間として、自尊心をもって生きたいだけなのです。議長、命を救うために声を上げることは、信仰や民族にかかわらず、この議場で論争になるべきようなことはありません。パレスチナとイスラエルの子供たちの叫びは、私には何ら変わりなく聞こえます。私が理解できないのは、なぜパレスチナ人の叫び声が、みなさんには違って聞こえるのかということです。

議長、私たちは、誰にも共通の（普遍的な）人間性を失ってはなりません。私には、イスラエル、パレスチナ、アメリカ全土、そして世界中の平和を求める人々の声が聞こえます。私は、愛する人

を失いながらも、停戦と暴力の終結を求めるイスラエルの勇氣ある（ホロコーストの）生存者たちに勇氣づけられます。全米の数え切れないほどのユダヤ系アメリカ人が立ち上がり、愛情を込めて「私たちの名前を使って（パレスチナ人を）殺すな」と言っています。

議長、私たちは停戦を、またガザへの決定的に重要な人道支援物資の即時提供を、すべての人質と恣意的に拘束された人々の解放を、そしてすべてのアメリカ人の安全な帰還を求め続けます。私たちは、すべての人々の人権と尊厳を守り、イスラエル人とパレスチナ人の平和的共存に基づいた、誰であろうと——誰一人として——非難することなく、いかなる人も、いかなる子どもも、暴力の恐怖に苦しんで生きる必要がないことを保障する、真の恒久的な平和を構築するために働き続けます。

ミシガン州選出の民主党議員の71%が停戦を支持しています。よって、私を個人的に非難しようとしても、彼らの声を黙らせることはできません。大多数のアメリカ人市民と一緒に、できるだけ多くの命を救うために今すぐ停戦を支持するよう、私は連邦議会の同僚たちに強く求めます。バイデン大統領は、一部の人間だけではなく、私たち全員に耳を傾け、私たち全員を代表しなければなりません。私は大統領に対し、停戦と殺戮の終焉を求める勇氣を持つよう強く求めます。ありがとうございました。これで終わります。

包括的性教育実現の国連委員を呼んだ院内集会報告

児玉 勇二

1. 児玉は昨年の障がい者権利委員会日本審査で国連に障がい児の権利を訴える会を代表して以下のように述べた。「包括的性教育を教育現場から2003年7月の七

生養護学校事件を契機として否定して、日本の性教育は事件以降政府の道徳的性教育価値観で学習指導要領などを通して抑制し、そのため性教育が必要な多くの障害のある女子は性虐待、差別など、学校や施設、家庭、地域などで人権侵害を受け続け、今こそその根本的原因となっている包括的性教育を取り戻し実現することが必要です」

このブリーフィングに基づいて翌9月9日「54勧告 質が高く、年齢に応じたセクシャル・リプロダクティブ・ヘルスサービスおよび包括的性教育に、すべての障がい者、特に障がいのある女性と少女がインクルードされ、かつこれへのアクセスが可能になるように保障すること」と私たちの訴えを全面的に認めた勧告がなされたのです。

2. しかし日本政府は「総括所見に法的拘束力はない」と繰り返し発言して、さらに国務大臣は「妊娠の経過を扱わない」と

規定する学習指導要領の撤廃は考えていないと回答しているのです。

私たちは、このような世界的潮流に反する日本政府の性教育への遅れた認識について闘っていかねばなりません。その意味でもこの集会でのガミオさんの発言や集会での発言者の皆さんの発言には十分耳を傾けるべきものが多くありました。

3. まずアマリア・ガミオさんです。国連障がい者権利委員会の副委員長をしており、メキシコ保健省リハビリテーション医学の専門家です。1970年代から障がい者支援に関わり、障がい者権利条約の草案作成においてメキシコ代表として参加。2022年国連ジュネーブ事務局において、

本会共同代表の児玉勇二・村山佳代の性教育の陳述についてのロビーイングに時間を割いてくださり、先進国でありながら古風な性教育に固執する、宗教右派から影響されている日本政府に対して「話にならない」と深くため息をつかれたのが印象的でした。以下、ガミオさんの報告です。

条約は15年前に発効し、日本は2014年1月、これを批准した。定期的な評価を

受け、実行過程を開示すること。総括所見は条約を批准締約国に対して法的拘束力をも有するとした。障がい児を含むすべての子どもための性教育は性的虐待を防止するための唯一の方法である。世界には、障がいのある子どもや若者に性教育を提供する多くの組織がある。メキシコにそのような組織である *En la Salud* がある。教育を受ける権利に関する情報やこの権利の否定や侵害に立ち向かう方法を障がい者を代表する組織を通じて障がい者に広く普及させること。意識向上のため、障がいのある女性や少女、知的障がい者、手厚い支援が必要な人々に影響する慣行も含め、立ち向かうための措置を講じる意識の向上が唯一の道である。ラジオ・テレビなどを通して、対日審査の結果、委員会が公表した勧告を流布することが必要である。

4. DPII女性障害者ネットワークの藤原久美子さんからの性虐待の実態の話です。

私は、障害者権利条約の事前作業部会があった時にガミオさんと直接個別でお話する機会をいただきました。ちょうど優生保護法の裁判で仙台の原告が敗訴したその直後だったんですね。負けたことをお話しするとガミオさんがすごく驚かれて、「何で負けたの？ 被害者が負けるなんておか

しい」と言われ、世界的にも強制不妊の問題というのは人権侵害なんだなということであらためて気づかされました。

10年前に障害女性に対してアンケートを行なったんですね。つらいことはないですかという漠然とした質問に対して、性被害のことを書いてきた人が、35%いた。性のない存在、特に女性の役割が出来ないだろう、子どもを育てられないだろうとかで女性として尊重されていない。そして就労率もすごく低いし収入も低いですね。施設とか家族の中にとどまらざるをえない。しかも、介助を受ける側という弱い立場で、性被害にあう。特に異性介助なんかで、性被害にあう。自分の生活の場で起こっていることですから言えないですよ。そういうことが温床になってしまっていることがわかりました。

施設に入るために子宮を摘出するとか、コバルト照射という放射線をあてて、生理が来ないようにするという手術を条件とされる例——これは優生保護法でも実は禁止されている術式で、彼女は痛くもかゆくもない手術だと言われて受けたんですけども。20歳の時の「忘れてほしくない」という動画があるんですけど。もし子宮とというのがその後の妊娠とか出産に影響するんだということを知っていたら、こんな手

術は受けなかったという。私はそれに驚きました。20歳で知らなかった。つまり性教育をきちんと受けていないので、いきなりトイレで血が出てきてびっくりしたと、これは何?とお母さんに聞いてはじめて知ったとか。本当に性教育というものから遠ざけられている。それは必要ないんだということなんです。

優生保護法の報告書の中でも6歳の子どもに手術したとか、盲腸だとだましてしたとか、あと、性被害にあった時に妊娠しないように強制不妊されている人もいるんですね。日本では、加害者でなくて被害者の方に落ち度があるようにする傾向があります。しかも手術をされた女性はさらに性被害にあいやすくなってしまうんですよ。この間のビジネスと人権作業部会の方たちも、日本のこういうハラズメントとか性被害を軽視する傾向、意識の低さを指摘していましたし、ずっと訴えてきた被害者の声を聞いてこなかった、そこに責任があるということを言われていました。これはジャーナリストだけのことではないと思います。

5. 包括的性教育はすべての子ども、若者の必須課題ですと、浅井春夫さんからの話。

(1) 避妊・性感症予防の本音の調査を参考に避妊や性感症への意識の低さと予防

行動の未熟さが明らかになっています。「あなたは今までに、妊娠を望まない性交において、避妊をしなかったことがありますか」という設問に対して、若者では約3割、大人では約5割が避妊をしなかった経験があると回答。

(2) 子ども・若者の性行動の現状と包括的性教育の国際的な評価

包括的性教育とは、①基本的にすべての子ども・若者を対象に②すべての性的発達に対応し、③あらゆる日常生活の局面を想定しての知識・態度・スキルの学びであり、④ジェンダー平等と豊かな共生をめざす性教育のことをいいます。

こうした性行動における実証的な結果は、包括的性教育は性意識や性行動、妊娠やHIV/AIDS、そのほかの性感症のリスクなど多角的な側面の知識の向上にポジティブな効果があることが証明されています。現在、欧米諸国だけではなく世界の国々において、包括的性教育は青少年の性のリスク行動の改善とともに、ジェンダーの理解を通しての「同意と人間関係」など性行動の質をいかに形成していくかが大きなテーマとなっています。

(3) 行政府の責任ある立場の発言で「約20年前過激な性教育が行なわれ、男女共同参画や性教育自体へのネガティブなイメージ

ができ、過去の負の歴史、負の遺産があった」と、現在においても公式な会議で発言される事態がまだ存在しています。

七生養護学校事件で最高裁判所大小法廷は2013年11月28日付で、都教委と3人の都議に控訴審判決額の賠償を命じる判決が確定しています。司法的な判断は、「過激な性教育」を理由に教育現場に介入したことを断罪しています。

包括的性教育の内容は書籍や絵本、研修会などでだんだんと理解が広がっていると感じています。性教育のイメージはこれまで学校の保健体育などで学んだ月経・射精・性器のしくみ、妊娠、出産などに限定されるのではなく、もっともっと多様で幅広い課題を学ぶことが用意されています。

③ユネスコ編「改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では学習の基本的な柱（キーコンセプト）としてa人間関係

b価値観、人権、文化、セクシュアリティ cジェンダー理解 d暴力と安全確保

e健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル f人間のからだと発達 gセク

シュアリティと性的行動 h性と生殖に関する健康 が設けられています。それぞれの柱に即して、4つの年齢グループごとに

(①5～8歳②9～12歳③12～15歳④15～18歳以上)学習目標が立てられており、繰り返し

学習するしくみになっています。

すべての年齢に応じてオールラウンドに学ぶことができます。

(5)現在の日本でまだ影響が残っているのが「抑制的性教育」の考え方です。性教育は「寝た子を起こす論」という誤った認識によって、必要な学びの課題を制限する性教育の考え方があります。性教育の内容で、学習指導要領に記載されているいわゆる「はじめ規定」は2カ所あります。ひとつは小学5年の理科……「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」、もうひとつは中学1年の保健体育科……「妊娠の過程は取り扱わないものとする」という記述となっています。どうして教えないこととなっているのか、いまだにその理由は明確にされていないのが日本の性教育政策の現状です。私たちはこうした学習指導要領

における「はじめ規定」の撤廃を強く求めたいです。

(6)そのうえで包括的性教育は欧米において、1980年代から確実に世界の性教育のスタンダード（標準）としての位置を築き、世界の性教育をレベルアップさせているのです。世界の国々で包括的性教育はそれぞれの国の状況に応じて発展・進化してきているのが現状です。

包括的性教育は、今日までの世界の性教育実践と研究の英知を集めた現在進行形の科学と人権をベースにした性教育です。ユネスコやWHO、ユニセフ、国連人口基金などが協力してまとめた性教育のガイダンスで、各国の性教育実践と研究に大きな影響を与えています。

(こだま・ゆうじ／弁護士)

シリーズ 教科書 問題②

知られざる地理教育の戦争責任

——今も根強く残る民族差別の源流——

高嶋 伸欣

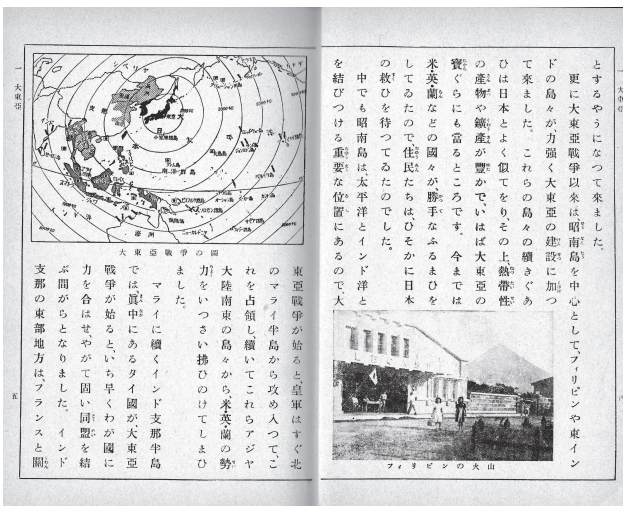
敗戦前最後の国定教科書『初等科地理下』（1943年度版）の第一章「大東亜」では「世界にためしのない立派な国からであり優れた国の姿をもつたわが国は」「大東亜を導

きまもつて行くのに最もふさはしい」と強調。東南アジアについて「昭南島は太平洋とインド洋とを結びつける重要な位置にあるので、大東亜戦争が始ると、皇軍はすぐ

北のマライ半島から攻め入つて、これを占領し、続いてアジア大陸南東の島々から米・英・蘭の勢力をいっさい払ひのけてしまひました」と「戦果」を強調している。

同書を執筆した尾崎席四郎氏は、戦後に東京学芸大学教授となり、この部分の執筆意図について、次のように述べている。「これによつて大東亜の雄大な構想が判明するはずで、開戦当時の我が国軍の意図をくみとらせることができると思う」と『新地理』1979年6月。

さらに「大東亜」の章末には「大東亜の諸地方は、このやうにわが国の力と指導に



国定教科書『初等科地理下』

よつて、新しく立ち上がり、また立ちあがらうとしてゐます。これら地方のすべての人々を、『大東亜民族』としてよみがへらせ、おのおのそのところを得させることこそ、日本の使命なのであります」とある。

ここについて、尾崎氏は次のようにいう。「これまで小さく小さく固まらせられた日本人の心に雄大な気風を吹き込もうとした意図はくみとれるであろう。当時、これを読んで胸のつかえが下りたと共鳴してくれた教師が多かつたことを思いだす」と。

臆することのない尾崎氏の自賛は、戦後の地理教育界・地理学界における軍国主義扇動の「罪の意識」の薄弱さと、戦後もその「罪」を重ねている事実を象徴している。

福沢著『世界国盡』のアジア蔑視

それにしても、地理教育・地理学はどのようにしてここまで王道からはずれてしまったのか。最大の歪みは、国内外の地域状況の把握・分析をしておきながら、差別を問題現象として位置づける判断基準の確立を明治憲法下で達成できなかったことにある。もともと、封建制に代わつた天皇制の明治以後の社会も、差別を基本的枠組みにしていた点で同一であった。しかも明治以後は殖産興業、富国強兵政策を推進するためには、差別意識を国外にも当てはめた

差別構造の海外展開は不可避だった。当時、海外情報の収集と国内流布の一端を担当していたのが地理学界・地理教育界だった。両分野で差別を問題現象・社会的課題とする意識が生まれなかつたのは当然だった。

その一方で、近代化を急ぐ社会の潮流に呼応した明治以後の知識人は、足手まといになる近隣諸国との連携を切り捨て、逆に欧米列強を手本に近隣諸国の支配を提唱した。そこでは近隣諸国の人々を劣等とする差別観が強調された。時流を読み取り、扇動の先頭に立つたのは福沢諭吉だった。

福沢が出版した地理啓発書『世界国盡』（明治2年、1869年）には、当時の中国について、次のような記述がある。

「頃は天保十二年『英吉利国』と不和を起し唯一戦に打ち負けて和陸願ひし償いは洋銀二千一百万五処の港をうち開きなをも懲りざる無智の民、理もなきことに兵端を妄りに開く弱兵は負て戦ひまた負て今のがたに成行しその有様ぞ憐れなり」と。

同書は西欧の書籍の翻訳で福沢の認識そのものではないとする説もある。だが勝海舟のように、日中朝三国が結束すれば列強の脅威に立ち向かえる、というようなアジア観が福沢の著作には見当たらない。それどころか、福沢は『脱亜論』（1885年）において「今日の謀を為すに、我国は隣

国の開明を待て、共に亜細亜を興すの猶予ある可らず」と指摘。

さらに「其支那朝鮮に接するの法も隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に従ひて処分すべきのみ」と、海外侵略を提唱したことは、よく知られている。そして1890年。山縣有朋首相が帝国議会で、領土・国境の「主権線」をロシアや中国（清国）から守るための「利益線」として、朝鮮半島の安定確保が必須であると指摘した。

福沢は1894年の日清戦争に際して、「扱、日清間の戦争は、……文明開化の進歩を謀るものと其進歩を妨げんとするものとの戦にして、決して両国間の争いに非ず」と説いた。「両国（二か国）間の争い」ではなく、「文明開化を目指す国」と「野蛮社会」との「文野の戦ひ」とする、福沢の差別観は留まるところがない。このアジア観は日清戦争の勝利によって、一気に国民全体に広がった。

以後、日本は富国強兵の道を突き進み、日露戦争の勝利を経て韓国を併合し、帝国主義国に仲間入りした。第一次世界大戦では漁夫の利を得たも同然の形で、旧ドイツ領南洋諸島の施政権を獲得した。

その間、国内でも民族差別が拡大深化を続けた。貸間貸家が供給過剰となっていた

関西地区などでは、空き物件に「琉球人と半島人お断り」との張り紙が多く見られた。

また、国民の多くがこれらの領土支配、さらには中国・東南アジア侵略等を正義と受け止める「愛国心」に染め抜かれた。中国戦線やマレー戦線で、兵士が住民を虐殺したのは、主に「上官の命令は天皇の命令」とされ、拒否できなかつたためとされている。だがそれだけではない。

日本人（大和民族）こそ現人神・天皇を戴く「世界にためしのない」最優秀の民族であり、その大和民族が繁栄するのに不可欠な領土拡大は「正義の戦い」であると、兵士たちは学校教育や社会全般の風潮で思い込まされていた。ところが、愚かなアジア人は「聖戦」であることが理解できずに、協力しないどころか抵抗さえしている。彼らを「虫ケラ」のように殺すことに躊躇する必要はない。こう考えることで、多くの兵士たちは自責の念から解放されていた。

民族差別を具現化した「皇国地政学」

この身勝手な侵略者の論理は、「皇国地政学」に由来し、それはナチス・ドイツが侵略正当化に用いたドイツ地政学の日本版だった。ドイツ地政学はダーウインの『種の起源』（1859年）を起源としている。「環境に適した生物だけが、生活圏に生き残れ

る。環境に適さぬ生物は死滅してゆくので、自然の力で生物の環境選択が行われ、生物の進化が達成される」とする「進化論」を受け、19世紀末のドイツ地理学界で「ある民族が歴史的發展の中で土地に富んでいないのならば、その最高の使命は自国の地理的状况を改善することにある」とする説が出現。隣接地の征服や植民地の獲得を目指すべきであるとした。この「ある民族」を「優秀な民族」と置き換えることで、進化論の「弱肉強食」「適者生存」を政治的軍事的に推進する侵略が正当化されるものとなった。それをドイツ民族に当てはめた「ドイツ地政学」にしたのは、ミュンヘン大学のハウスホーヘルだった。ヒトラーはその弟子ルドルフ・ヘスを通じ、この論を吸収する。彼は「偉大なドイツ民族」「世界に冠たるアーリア人種」と呪文の如く唱え続け、ドイツ人の支持を獲得したのだった。

一方、ハウスホーヘルは1909年に軍務で来日し、1931年の満州事変直前に彼の論理を日本に適用した『日本及び日本人』『太平洋の地政学』などの著作を次々と発表した。これに日本の政治家・官僚と軍人が飛びついたのは当然だった。

何より「大和民族」を「世界に冠たる（ためしのない）国」とする意味づけは極

めて容易だった。教育勅語が渙発された1890年に小学校に7歳で入学した生徒は、1931年満州事変の時には48歳だった。48歳以下の日本人は、「天皇」現人神の皇民化教育に既に染め抜かれていた。中国侵略正当化論は軍にとって、天の恵みに等しいものだった。

地理学界は、ハウスホーヘル理論を土台に、さしたる苦労もなく「皇国地政学」を立ち上げた。その痕跡は、出版社が競って出版した関連書を検索することで辿れる。前出の国定教科書『初等科地理下』もそれに当たる。

また京都帝国大学教授・小牧實繁著『日本地政学』（大日本雄弁会講談社、1942年）には、日本が世界の中心国家であると説くこじつけが数多く盛られている。曰く「光は東方より」といふ「日本はひのものと、国、天津日嗣のスメラミコトのすめ給ふスメラミクニとして元来世界の万邦万民をすぶべき世界の中心としてあるのだ」と。

「これをその自然的基礎よりいふも霊峰富士は正に世界無比の不二山としてその端正なる姿をもつて、世界の中心に位し」環太平洋の山々も「中心日本に繋いでゐるではないか」

「火山活動、地震の絶ゆるいとまなく、かくて日本は世界における自然の脅威最も

大なる地域、いはば自然の脅威の世界的中心となつてゐるのだ」「自然の脅威は日本民族に対して結局自然の恩恵となつてゐるのだが」「かかる自然の恩恵を汲み自然の威力を敬ふ日本民族の人生観は、自然を克服し、自然を支配せんとするヨーロッパの人生観が自ら物質文明乃至は自然科学文明を発達せしめるに至つたのとは異なり」「ここに優れた自然科学と世界無比なる精神文化とを発達せしめたのだ」など、枚挙に暇がない。

責任追及が不全のままの「皇国地政学」

やがて、「ドイツ地政学」はナチスの敗北、ヒトラー及びハウスホーヘル自殺をもつて息の根を絶つたとされている。「皇国地政学」も日本の敗戦によって地理学界・教育界から排除されて当然だった。しかし、現実には戦後も生き延び、姿を変えながら社会的影響力を及ぼし続けている。

例えば、海兵教官から戦後に国立千葉大学教員となった地理学者・清水馨八郎氏は、戦中同様に非科学的論理で、日本は異民族を犠牲にしたことがないなどの説を、多数の著作や講義で撒き散らした。

同氏はいう。ヨーロッパの都市に立つ無数の英雄の彫像や戦勝記念碑は、西洋文明が「だれかの『犠牲の文明』非人間的文明」

であることの証拠だという。そして「日本のそれは明治の一時を除いてずっと、とくに戦後はそうだが、異民族を犠牲にして築いた文明ではなかったのだ。この点大いにわれわれは世界に向かつて誇つてよいのである」と（『日本列島の未来』角川新書、1968年）。

さらに清水氏曰く。「自然に対して西洋では高い姿勢、傲慢な姿勢で立ち向かうのに、東洋では低い姿勢、謙虚な態度で受け入れる」「西洋庭園はどれも同じ、民家の庭も同一様式で個性がなく、日本庭園の大自然を縮図化した千変万化の趣はない」「西洋の町には、やたらと噴水があり」「水の乏しい地方では水は財産であり、噴水などは富の独占と誇示である。水を使えない人々の犠牲と征服の臭いがする」「それに水を引力に逆らつて逆流させる噴水の芸術は古来の日本にはなかった」と。

この清水説は、高校「現代社会」教科書（好学社版、1982年度用）に、「自然に逆らつて吹きあげる欧米の噴水と、自然に従う日本の筧」との説明を付した写真図版を登場させた。加えて、中学校社会科公民的分野の教科書（育鵬社版、2016年度用）でも、庭園の和洋対比をもつて文化の差異を指摘する記述が検定に合格した。

さらに、今年6月に公表された2024

年度用小学校社会科6年歴史教科書（日本文教出版）には、「日本にとって朝鮮半島は、とてもたいせつな場所なんだね」とのコメントが、新たに記載されたことが判明した。過去形でない現在形の表記は、朝鮮半島「利益線」論の教科書での復活を意味している。

払拭されず今も息づく差別的民族観

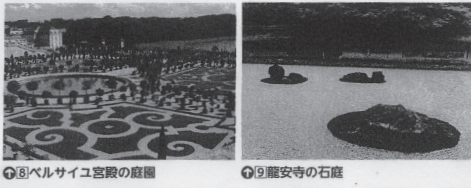
なぜ、敗戦時に息の根を絶たれたはずの

侵略正当化論と「皇国地政学」は生き延びているのか。最大の原因はGHQが占領政策の都合上、昭和天皇の戦争責任を免責にし、天皇制の存続を認めたことにある。それでも、学校の教科「地理」は、「国史」「修身」と共にGHQからいわゆる「戦犯科目」として授業停止を命じられた。この事態に対し、地理教育界と地理学界は、暗記主体の地名物産地理を提示することでそれ以上の責任追及を免れた。それは、「皇国地政学」に基づいた侵略正当化による犠牲の当事者の大半が海外の人々で、その声が国内に届き難かったからでもあった。他方「国史」は厳しい国内世論に晒され、歴史学界は自己批判、自己点検が必須であった。

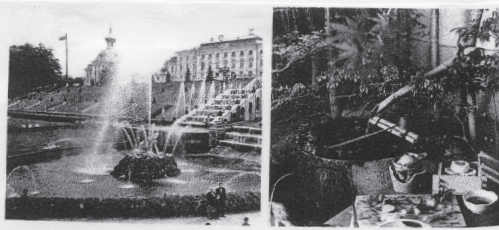
の間、日本国内には民族差別観が根強く存在し、様々な差別、人権侵害の主要な要因となり続けている。「知られざる地理教育の戦争責任」は、現在進行形の問題でもある。

日清戦争を「文野の戦ひ」とした福沢諭吉は、清兵の犠牲を次の如く度外視していた。「世界の文明進歩の為に其妨害物を排除せんとするに多少の殺風景を演ずるは到底免れざるの数なれば、彼等も不幸にして清国の如き腐敗政府の下に生まれたるその運命の拙なきを自ら諦むるの外なかる可し」と（『時事新報』1894年7月29日）。

があります。余分なものを捨て去って、白砂をほうきで掃いて作った模様や石の組み合わせだけで水や山などを表現し、水を使う日本庭園とは別の形で自然の美をかし出しています。



⑧ベルサイユ宮殿の庭園 ⑨龍安寺の石庭



自然に逆らって吹きあげる欧米の噴水と、自然に従う日本の滝。

184 Ⅱ-1章 人間生活と文化

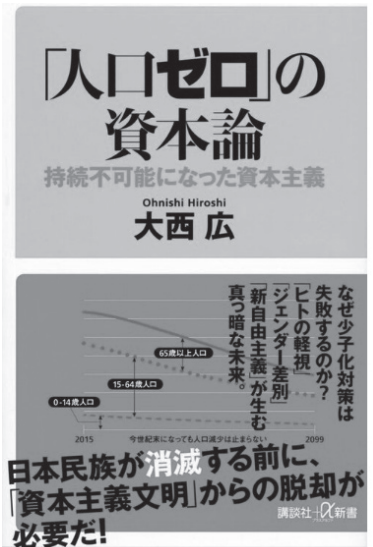
噴水と算を対比した教科書

ともあれ、この結果「皇国地政学」の水脈はしぶとく生き残り、時に素知らぬ風のまま社会に「顔出し」をしている。だが、それらは単発の一過性で終わっている。

一方で「皇国地政学」の責任追及が不全にされたことで、その基盤を形成していた福沢諭吉以来のアジアに向けた差別的民族観の総括、戦争責任の追及はほとんど手つかずのままとなった。戦後78年

日本社会が地政学による民族差別の戦争責任を早くに追及し、差別問題に敏感になっただけならば、イスラエルの本性を見抜いた独自の中東外交などを発起できたはずだった。「地理教育・地理学の知られざる戦争責任」の現代的意味は、果てしなく重い。

（たかしま・のぶよし／「教科書・市民フォーラム」共同代表、琉球大学名誉教授）



「人口ゼロ」の資本論 — 持続不可能になった資本主義 —

大西 広著（講談社＋α新書 990円＋税）

問題の本質をずばり指摘

2022年の日本の出生数は77万人（合計特殊出生率は1・26）。岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しているが、国民の期待は高まっていない。多くの国民は、従来施策を多少上乘せたくらいではこの少子化が改善されるとは思っていない。

日本の人口は2008年をピークに減少を続け、最近では毎年50万人（政令指定都市規模）以上が減少を続けている。このままでは、現在1億3千万人の日本の人口は100年後には5000万人を下回るだろうと予想している。本書は、このままでは日本社会のシステム（労働・年金・医療・福

祉施策等）は崩壊するしかないと悲観的な見通しを示す。

マルクス経済学はどう考えるか

この人口減という深刻な問題をマルクス経済学はどう考えるのか。その答えが第一に提示されている。それは、「人口減問題は若者の貧困問題」であるということだ。少子化は、価値観の多様化による「非婚化」「晩婚化」が原因と言われるが、経済的貧困による「結婚しない・出来ない若者」の増大が進行していることが根本原因であることをデータで示している。

そしてこれは「少子化対策」と言った小手先の策で解決できるようなものではなく、「根本的な労働者の生活状態の問題」だと指摘する。たとえ結婚・出産というハードルをクリアしても、若者家庭には、育児と仕事の継続、保育条件、教育費等の経済的負担が大きな重圧となつてのしかかつてきている。

「わが亡き後に洪水よきたれ」

筆者は、近代経済学のモデルを用いて出生数の将来予測を行なっているが、その理論的帰結は「将来の日本人口ゼロ」というショッキングなものである。近代経済学には資本主義以外の体制を選択する枠組み

がないので資本主義が行き詰まってもそれを打開する方法が示されない。多くの近代経済学者も現在の経営者達も、そして政治家達もこの人口減の深刻さを自覚せず「わが亡き後に洪水よきたれ」という無責任な態度に終始している。実際に労働者がいなくなる（人手不足がそこまで迫っている）というのに、政治家たちは真剣に取り組もうとしない。彼らに任せることなく、私たちは「新しい社会」への旅を始めなければならぬと問題を提起している。

学習会のテキストとしても使用できる

筆者は、マルクスの「資本論」ではどのように展開されているか、また、コンパクトな新書の中で民族問題と人口減の問題（労働者の再生産の問題）、移民の問題、社会格差との関連、歴史人口学、ジェンダー差別と生命の再生産等の多面的な問題を論じている。そして結論として、人口減の問題を克服するには「根本的な社会変革」⇨資本主義文明からの脱却⇨「社会化された平等な社会」が必要だと結論している。学習会の参考テキストとしても使える本であり、ぜひ一読を勧めたい。

松原定雄（まつばら・さだお／フリーライター）



非暴力と反軍の九条

(33)

古沢 宣慶

軸の時代

「軸」を『広辞苑』で引くと、「車輪と車体を連結する材」とある。「運動・活動の中心」の意味もあり、本論では、「慈愛と寛容の宗教」がそれに当たる。非暴力抵抗運動の思想的基盤となる内実を有する宗教である。

宗教の成立は人類の歴史と共に古いが、当初は自然の力に自らの利益を祈願したり、死者との関わりから「現世」とは別の世界を想起したりで、「力」と結びついた場合には、中途半端で自己中心的な「正義」を掲げて、暴力を極限化することもあった。ユダヤ教成立以前の「旧約の神」がその典型である。その「神」が捕囚時代の第二イザヤを経て、イエスの「非暴力」に転じて行くのは、感動的な「神の歴史」である。その「非暴力」は、クエーカーのようなまっとうなイエスの後継者たちによって発展もするが、中世の十字軍や近世の宗教戦争、昨今の原理主義等によって、宗教は暴力を助長するものなどの印象を与えもする。

カール・ヤスパースが『歴史の起源と目

標』（1949年）に提示した、「軸の時代」に確立されたとする宗教は、中国・インド・中東・ヨーロッパのいずれの地域でも、「慈愛と寛容」を訴えるものであった。紀元前800〜200年の時代のことである。

「この時代には、驚くべき事件が集中的に起こった。シナでは孔子と老子が生まれ、シナ哲学のあらゆる方向が発生し、墨子や莊子や列子や、そのほかの無数の人びとが思索した、——インドではウパニシャッドが発生し、仏陀が生まれ、懷疑論、唯物論、詭弁術や虚無主義に至るまでのあらゆる哲学的可能性が、シナと同様展開されたのである。——イランではゾロアスターが善と悪との闘争という挑戦的な世界像を説いた、——パレスチナでは、エリアからイザヤおよびエレミアをへて、第二イザヤに至る予言者たちが出現した、——ギリシヤではホメロスや哲学者たち——パルメニデス、ヘラクレイトス、プラトン——更に悲劇詩人たちや・トウキユディデスおよびアルキメデスが現われた。」

「この時代に始まった新しい出来事といえば、これら三つの世界全部において、人

間が全体としての存在と、人間自身ならびに人間の限界を意識したということである。人間は根本的な問いを發する。かれは深淵を前にして解脱と救済への念願に駆られる。自己の限界を自覚的に把握すると同時に、人間は自己の最高目標を定める。人間は自己の存在の深い根底と瞭々たる超在において無誓約性を経験する。」

「この時代に基本的範疇が生み出されたが、それらを身につけてわれわれは今日まで思索しているのである。また世界宗教の萌芽が生み出されたが、それに基づいて人間は今日まで生きてきたのである。あらゆる意味で、普遍的なものに迫る歩みがおこなわれたのである。」（傍点は引用者）

ヴェーバーとヤスパース

世界宗教に広く開かれたヤスパースの提言は、マックス・ヴェーバーからの影響が大きい、と私は考える。「社会学の名称で総括される」分析は「われわれの認識にとって重大なものになる」のだが、「代表的なものはマックス・ヴェーバーと彼の業績、すなわち全体像の固定化に墮さず、最も広汎な視野を保つ歴史観においての明確な多次元的理解の仕方である」とヤスパースは言う。

ヴェーバーの「社会学」は「宗教社会学」であり、私見では「宗教」側面こそがヤス

パースの「軸の時代」の「普遍化した世界宗教」の論理を支えている。

個人単独の世界宗教探究の試みは、ヴェーバーの急死により頓挫してしまった。この後、ヴェーバーを超えるものが現れるとは思えない。

『宗教社会学』という邦題文献の冒頭で、ヴェーバーは自らの宗教探求を「宗教の『本質』ではなくて、ある特殊な共同体行為の諸条件および諸活動である」と限定した。しかし、この限定に甘えて、ヴェーバーの深い宗教理解を見落とすのは、愚かである。ヴェーバーの宗教探求は長い精神の病の後、に始められたものであり、その過程でトルストイやW・ジエームズの宗教観を学んだことに、注目する必要がある。

「共同体行為の理解は」「ここでもまたただ個々人の主観的な体験、表象、目的からのみ——すなわち「意味」からのみ——得られる」とヴェーバーは言う。神秘主義的な宗教体験とその意味を問い、伝えようとすることは、宗教の本質そのものである。一般の宗教社会学が宗教現象の表象を形式的に捉えることしかない、できないのに対して、ヴェーバーの「宗教社会学」が対象とする「宗教」は、「哲学」をも超えたものである。

さらに、『世界宗教の経済倫理』を読み

切ることによって、「軸の時代」の内実を深めることができる。ヴェーバーなくして、「軸の時代」の普遍化した宗教の論理を解することはできない。

そのような宗教論を基盤として、トルストイに始まる非暴力抵抗の運動が成り立ち、ガンジーによって世界的・国際的な展開となる。そして、日本国憲法第九条の「非武装」も、小西反軍を契機とする「自衛隊解体」も、このようなながれに棹さした実践でなければならぬ。「九条実現」とは、そういう意味である。

慈愛と寛容の宗教

カレン・アームストロング『神の歴史』は、ユダヤ・キリスト・イスラームの三啓典宗教の「神」を公平に扱った上に、「神」概念が異なる諸宗教や、神々の上に「ダルマ（理法）」を置く仏教、「愛知」のギリシャ・西欧思想にも深く言及する。仏教を例に挙げると、次の通りである。

「ブッダは、神々を否定はしなかったが、涅槃という究極的現実のほうが神々よりも上だと信じていた。」

「ブッダは、苦からの脱却を勝ち取ることでできると教えた。それは生きとし生けるものへの憐れみに満ちた生活を送ることによって、また優しく親切に、そして正確

に語り行動しつつ、心を曇らせる薬や酒のようなものをすべて控えることによって可能なのだ、というものである。」

ヤスパースは、ヴェーバーやアームストロングほどには、世界宗教の普遍性には開かれていない。「寛容」は重視するが、「一つの絶対的に普遍妥当な分母に相通する」ようなことはしない。しかし、宗教が人間による営みである以上、人間に共通する「絶対的に普遍妥当な分母」があるのでないか。ヴェーバーもアームストロングも、それを「慈愛」と称するのだ。

ヴェーバーの「リーベスアコスミスム」は、「愛の無差別主義」と大塚久雄らによって和訳されているが、『理解社会学のカテゴリー』の訳者註で林道義は、「仏教の『慈悲』を特徴づけたことば」としている。「この愛はつまり、相手の人間が誰であろうと無関心であり、慈悲・献身それ自体が自己目的となつている。愛の非人格化である。これをヴェーバーは、ボードレールのことばを借りて、しんらつにも『魂の聖なる売淫』とさえいつている。」

「愛の人」イエスは「軸の時代」に属さないのだが、第二イザヤが現れて「カリテト（チャリテイ・人道愛）を唱え、戦争神的なヤハウエの観念を変えた（イザヤ書40、55章）ヴェーバーによれば、第二イザヤは復

響を約束することのもっとも少なかった預言者であり、不当な苦難を忍び、無抵抗の生き方をイエスの「山上の垂訓」につないだ（『古代ユダヤ教』）。

アームストロングは、「慈愛こそが、『機軸の時代』に想像されたほとんどのイデオロギーの特徴であった」とする。そのままでは「非暴力」と言い難いイスラームに於いては、「クル・アーン」の「絶えざる修正と自己吟味」を求める「イジュティハード（独立した判断）の原理」の応用で、「非暴力」を理想とする共通分母を置くことが可能となる。

「慈愛という理想は、仏教徒たちをすら促し、彼らの宗教的方向づけにおいて大きな変化を起させ、ブツダおよび菩薩への崇敬を導入させたのである。預言者たちは祭儀や礼拝というものは、全体としての社会がより正義と慈愛に満ちた生き様を採用しないのであれば、無益であると主張していた。これらの洞察はイエス、パウロ、そしてラビたちによって発展させられた。彼らはすべて同じユダヤ的な理想を共有している、それらを実行させようとしていた。『クル・アーン』は慈愛と正義にみちた社会の創出を、アッラーの改革された宗教の本質とした。」

「エートス」がヴェーバー特有の用語であることは、言うまでもない。

政治の暴力に抗して

「政治にとって決定的な手段は暴力である」とヴェーバーは言い切る（『職業としての政治』）。

「この世がデーモンに支配されていること、そして政治にタッチする人間。すなわち手段としての権力と暴力性との関係をもった者は悪魔の力と契約を結ぶものであること、さらに善からは善のみが、悪からは悪のみが生まれるというのは、人間の行為にとって決して真実ではなく、しばしばその逆が真実であること。これらのことは古代のキリスト教徒でも非常によく知っていた。これが見抜けないような人間は、政治のイロハもわきまえない未熟児である。」

それでもあえて「非暴力」に生きようとする者は、そうであるが故に、このようなリアルな「政治」観を、深く心に刻んでおかなければならない。中途半端な善意の「非暴力」では、冷厳なる「政治の暴力」に對抗できない。眼前に展開する悲惨の暴力の現状から決して目を逸らしてはならない。

「非暴力」だからこそそのリアリズムである。そうであるからこそ、かえってイエスの山上の垂訓に見られるような、無差別的な愛に基づいた「非暴力」が「不可抗的な勢いで姿を現わす」。

宗教上の内乱の克服のために、主権国家の絶対的暴力による「平和」を提言したホッブズに対し、絶対平和を標榜したクエーカー教徒たちは、「ペンシルヴァニアで対外的暴力を持たぬ国づくりの実験をおこなった。」しかし、理想実現のために武器をとることがなかったクエーカーの試みは「悲劇的な経過をたどった。」と、ヴェーバーは言う。

現実の暴力は、徹底した非暴力で抑えることができず、より大きな暴力に頼ることしかできない。しかし、それによって「平和」がもたらされたとしても、一時的な仮の「平和」でしかない。多くの場合、「平和」の実現すらままならず、より大きな暴力の方を選んでしまう。それらの者たちに向かって、「非暴力」こそが真のリアリズムである、と言えるだけの事例を積み重ねることができるのか。非暴力主義者に迫られる課題である。

「無差別の人間愛と慈悲の心に溢れた偉大な達人たちは、ナザレの生まれであれ、アツシジの生まれ、インドの王城の出であれ、暴力という政治の手段を用いはしなかった。彼らの王国は『この世のものにあらず』ではあったが、それでいて彼らは昔も今もこの世に影響を与え続けている。」（了）

（ふるさわ・せんけい／日蓮宗浄鏡寺住職）

ガザの事態と 私個人の事情

田浪 亜央江

この連載の原稿を書く時私はいつも、通し番号や字数の確認のために前回の原稿をいったん開く。今回も同じことをしたが、2ヵ月前の原稿の書き手は今の私とは無関係の、遠い遠い人だった。

10月7日から、今日で45日間が過ぎた。この45日間いったい何度泣き、頭が混乱して仕事が手につかないことが何度あっただろう。そんな状況に反比例してやることは増え、スケジュールは滅茶苦茶になって日常が消えた。パレスチナ・イスラエル関係以外のニュースにはほとんど関心がないし、何か楽しいことをしたいとも、おいしいものを食べたいとも思わない。大袈裟に何を言っているんだと思われるだろうが、人の

反応を気にしている余裕もない。異常事態が続いているんだから普通のことをやっていては間に合わないと思い、ふだんなら絶対に連絡を取らない相手にメールを書いたり、面識のない相手にいきなり電話してみたり。でも何をやっても気休めでしかないのだ。

「異常事態」は何も、10月7日にいきなり始まったわけではない。ガザは17年間も封鎖下にあったのだ。ヨルダン川西岸地区では隔離壁が建設されてもう20年以上になる。私が初めてパレスチナに行った90年代前半だってパレスチナは占領下にあったが、まだしもあの頃は「占領」という言葉で状況を表現することが可能だった。だがこの20年のパレスチナの状況は、もはや「占領」という言葉だけでは全く把握しきれないし、伝えられるものではない。それなのに「自治政府」とか「イスラエル軍のガザ撤退」はたまた「パレスチナの国家承認」なんていうマジックワードのせいで、もう占領は終わったかのような誤解さえ広がっていた。そんななかで私は一体何をやってきたのか。

パンデミックが始まる2020年までの10年は、毎年1回か2回パレスチナに行き、そのあいだは日本にいる時間の何倍も濃密で楽しい時間を過ごしてきた。じわじわとイスラエルの入植地が拡大し、ベドウィン

が集落から追われ、エルサレムの住民が家を失うのを見ながら「このままではパレスチナはなくなってしまう」と焦りながらも、それを正視するのは怖かった。今年9月、4年ぶりとなった現地訪問では、これまでと同様、デモや活動に参加するよりも、文化センターや劇場めぐりを優先した。

ガザについては、明らかに関心が下がっていた。私はじっさいに現地に行くことでしか関心を維持できないタイプなので、ガザ封鎖以降、とりわけこの10年あまりは、ひたすらヨルダン川西岸地区に関心が集中していた。今年10月以前の、一番最近のイスラエルによるガザ大規模攻撃は2021年5月に起きた。停戦となつてから、ガザでの被害状況をまとめ、原爆ドーム前で行なつた抗議行動の報告を済ませた私は、正直「やれやれ」と思った。こんなことはもう、起こらないで欲しい。……イスラエルがガザを封鎖し続けて巨大なゲットー化している以上、同じことが「起こらない」はずがないのは明らかなのに。

私はイスラエルのシオニズムと人種差別体制に長年怒りと憎しみをもってきたし、とくに今のイスラエルの右派政権がパレスチナ人のことをどう考えどう扱っているのかについては、よく分かっているつもりだ。だからガザでイスラエルがジェノサイドを

始めたからといって、イスラエルという国について今さら驚くような材料はない。むしろ自分の無力さ、非力さへの怒りのほうが「新鮮」で、対処の仕方をまだわきまえていないから、毎日ガザについてのニュースを見るたびに、新しい種類の自己嫌悪に襲われる。

いま広島にいることも、私にとつては状況を複雑にしている。一つは単純に、以前東京のイスラエル大使館前に行つてやつていた抗議行動のようなことが、イスラエル関係機関が何もない広島では出来ないことだ（むろん今の状況では、イスラエル大使館に行つたところで、無力感と同じだと思うが。そして何といつても、「仲間」の絶対数が少ない。反核運動、平和運動に関わっている人からも「中東のことはよく知りません」という声をよく聞かされる。「いま起きていることはひどい、それは明らかだから（虐殺を止める）」というプラカードを持つて、こうして原爆ドーム前に立っているけれど、正直パレスチナ問題と言われてもよく分からない。だからぜひ今度ちゃんと教えて下さいよ、田浪さん」。

出口戦略を立てているのかを考えた。占領地の状況について、現地に行ったことのない人にも伝わる言葉を一緒に作りたい。でも広島では、そういう相手は、ほほいさない。遠くにいて、メールやSNSでやり取りするしかない人はみな、私同様「教えて下さい」という要望への対応を含め、今はとても忙しくて議論なんかする余裕はない。それに第一、メールやSNSでは、仮に時間があつても議論なんか出来ない。

少し違う話になるが、ふだんはあまり接点のない広島の人からコンタクトをとつたことが、想定外の一つの大きな動きにつながつた。「広島から声をあげよう」ということで、原爆ドーム前でキャンドル約1000本を使って「ストップ・ジェノサイド・イン・ガザ」のメッセージを描くことになつたのだ（実際に描いた文字はアルファベット）。当日は約500人が参加し、イベントとしては「大成功」だった。私にとっては運営面で初めて知ることが多く、経験値を広げる意味ではとても良かった。

だがしかし。これは悪口ではなく、私自身の葛藤として書くのだが、私には「広島から声をあげる」ということが、いまだによく分からない。躊躇があるという以上に、何だか気持ち悪く、苛立ちさえ感じるのだ。私のこうした苛立ちは、例えば以前広島に

来たパレスチナ系のシリア難民のエピソードと重なる。シリアの状況について訴えたいと広島訪問を自分から希望した彼は、広島に来たあとイライラしていた。被爆関係地への訪問でスケジュールが埋まり、原爆ドーム前に立たされて、記者から「今どんな気持ちですか」と同じ質問ばかりされたからだ。「私は広島のプロモーションに来たわけではない」と最後に彼は叫んだ。

参加者がキャンドルを囲んで、しばし静かな時間が流れる。こうやっているあいだにも、ガザでは人が殺されていく。虐殺の進行が止まつたところで、ガザの住民もとの暮らしを取り戻すことなど出来ない。彼らは主権や市民的権利を持たない「難民」であり、取り戻すべき安定的な「もとの暮らし」など、彼らにはないのだから。200万人の人々が、虐殺か追放かを迫られるような事態を誰も止められないような時に、「祈りの場」として聖地化され、さまざまな歴史を忘却させてきた原爆ドーム前でイベントをするなんて、とんでもない皮肉とも言える。でも、そんなことは分かっているのだ。

シニシズムに溺れている場合でもない。もっといろいろなことをやりながら、新しい言葉を探そう。またつらい明日が来る。

（たなみ・あおえ／中東地域研究）

◆◆▲▲◆◆◆◆
市民意見広告
運動事務局
 たより
 ◆◆▲▲◆◆◆◆

12月1日付で賛同チラシの大量発送を行いました（本号にも同封されておりま

す。ぜひごらんください）。
 長期化したロシアによるウクライナ侵攻が犠牲者を

増やしているなか、中東でイスラエルとイスラム組織ハマスが戦闘状態に陥り、多くの患者や乳児のいる病院が「死の領域」と表現される事態となりました。今、戦争に反対する人びとが世界中で、そして日本でもデモや集会で、戦争反対の声を上げています。市民意見広告運動は「誰でも参加できる紙上のデモ」として約20年活動を続けてきました。様々な事情でデモや集会に参加できない人でも平和を訴える意思を表せる場です。

今年の意見広告用の賛同チラシでは、今の状況に対して言うべき言葉を「殺すな！ 武力で平和はつけれない！」として呼びかけました。また、毎回使用してきた様々な動物で9条を表した「にぎやかな9条ロゴ」に替えて「殺すなロゴ」を使いました。

世界で起こっている悲惨な状況に加えて、防衛費増額、敵基地攻撃能力保有、殺傷能力のある武器輸出容認などの日本政府の行なっている「軍事大国」化政策に反対する意思と、主権者として平和憲法を政府に守らせることを訴えます。

意見広告の事務局は（例年夏から秋にかけては、ボランティアの参加も少なくなる時期なのですが）、

今年度は毎週水曜日に定期的にあつまり、作業をしながら今の情勢や次期の運動について議論を続けることができました。また、6月に賛同者の方々に送った報告に同封したアンケートへの回答を入力、分析しました。入力は事務所で手分けして行ない、分析は本会会員で、市民意見広告運動の会計監査も担当している山崎公江さんが引き受けてくださいました。

すべての回答（自由記述）を掲載することはスペース上できなかったのですが、入力、分析を通して賛同者の方たちのお考えに触れることができたいと思います（入力したものをエクセルファイルでみるができます。ご希望のかたはご連絡ください）。

その中で私がショックだったのは、「平和」の絵文字デザインを「パッとみて何て書いてあるかわからなかった」などの意見が75もあったことです。新聞という公共の場に用いるデザイン選びの難しさを実感しました。バンダナのような、個人が使うものに使用されたデザインの転用が正しかったのか？ 私が強く推して使ったものでしたので次回への課題としたいと思います。

また、自分の思いをはっきり主張することに對する嫌悪感が新聞読者に見られる風潮について心配する意見をくださった方もいて、「そんなことだから（前の）戦争をとめられなかったんじゃないの！」と叫びたくもなるのですが、ぐっと堪えて多くの人の心に響き、世論に訴える広告を

作りたいと思います。

チラシ印刷代、送料など、すべてが値上がりしています。同じ賛同金をいただいても、広告本体に使えるお金が少なくなっております。そこを補うには賛同者を増やすことが一番です。本号に同封のチラシ、またお届けしたチラシ（2枚封入しています）を活用して周りの方にぜひ意見広告を広めてください。

ご連絡くだされば、チラシは何枚でも送料無料でお送りします。

北原博子（きたはら・ひろこ）市民意見広告運動事務局

▼表紙絵の作者 ▲



中川 勝吉
 （なががわ・かつよし）

1918（大正7）年5月9日、愛媛県東宇和郡明浜町の農家に6人兄弟の五男として生まれる。兄たちにとりわけ可愛がられ、宇和島のお寺に下宿しながら、県立宇和島中学校を卒業。同郷の尾田龍馬とともに絵を勉強。1938（昭和13）年4月、東京美術学校（現・東京芸術大学）油画科に入学し、1942（昭和17）年9月、繰り上げ卒業。同10月1日、松山連隊に入営。1944（昭和19）年3月27日頃、サイパン島に向けて出征。同7月18日、サイパン島において戦死。享年26。

読者おたより

★スタンディング、週1回やっています

山形県酒田市 森谷功喜
週1のスタンディングやっています。声をあげ続けよう。

★心を打たれた「祈りの絵」

神奈川県横浜市 福田邦夫
戦没学生の「祈りの絵」、心を打たれました。

★楽しみな高嶋教授の連載

東京都大田区 原田敬三
高嶋教授の連載、2回目以降が楽しみです。
ケイト・ハドソン氏の記事も具体性があり、有益でした。

★安保粉砕！ 辺野古基地建設反対！

新潟県新潟市 五十嵐政晴
べ平連の伝統を引く貴会の存続を願います。
安保粉砕！ 辺野古基地建設反対！

★おかしい、という声を持つ

大阪府茨木市 水垣良成
沖繩、原発、この国のあり方等、おかしいという声を多くの市民が持つことで変わっていくと思います。

★法治国家ではない日本

滋賀県東近江市 辻 久夫
日本の検察官らは、公務員らの犯罪（職権濫用や虚偽公文書作成等）を訴追しない。

日本は、法治国家に成っていない。

★野本三吉を読んでほしい

神奈川県横浜市 大澤洋一郎
野本三吉著『水滴の自叙伝 コミュニオン、寿町、沖繩を生きて』を読んだ。部厚く高い本（500ページ、4500円）だが、多くの人に読んでほしいと思う。

★権力の追認に危惧する

京都府京田辺市 鵜飼礼子
権力の決定権を追認することが偏りのない中立、との認識の広がりには危惧を覚えます。軍拡、武器輸出、果ては戦争の決定までも追認することになるのでしょいか。

★無垢の民の涙が溢れる

北海道旭川市 矢三隆司
ウクライナ戦争が膠着する中、パレスチナでも戦火。暴力の連鎖は止まらない。無垢の民の涙が溢れる。最近読んだ森永卓郎『ザイム真理教』は必読です。

★歴史認識教育の大切さ

京都府宇治市 木崎利夫
映画「福田村事件」を観て歴史認識の教育の大切さを痛感しました。関東大震災から100年経ても「朝鮮（韓国）人」への差別が変わらない日本とは、恥ずかしいです。

★しっかりと考えよう

兵庫県宝塚市 東條敦子
統一教会問題をうやむやにして、政権運営をしている政府や政治家を選挙で選んできた私た

ち有権者の責任も大きいと感じています。権力者にだまされないように、しっかりと考えていきたいと思えます。

★核戦争をふせぐために

神奈川県川崎市 関口 実
ウクライナやロシアの侵略で、殺し殺される人たちのことが心配だ。だが、私にはもう一つ心配なことがある。それはウクライナ戦争が部分核戦争から全面核戦争、人類滅亡につながるのではないかということだ。第3次世界大戦につながる心配だ。私は考える。ロシアと「ウクライナおよびウクライナを支援する側」が核兵器不使用条約あるいは核兵器先制不使用条約をむすぶことはできないのか。それができれば、すくなくともウクライナ戦争が部分核戦争から全面核戦争、人類滅亡につながる可能性をへらすことができるのではないか。第3次世界大戦につながる可能性を減らすことができるのではないか。

長崎大核兵器廃絶研究センター（RECN A）は6月5日、世界9カ国が6月時点で1万2520発の核弾頭を保有しているとの推計を発表した。鈴木達治郎副センター長は、米口の核兵器の近代化計画が核戦争のリスクを高めていると指摘した（共同通信）。

核兵器自体は、反核国際統一戦線で、現代のナチス・「核保有国の政権やその軍事同盟国の政権」を打倒することによって、廃絶するしかない。私は、そう思っている。

編集後記

★「市民の意見の表紙に載っている絵は、私の父なんです、何冊か送ってもらえませんか?」。その電話を受けた私はちよつと震えてしまった。無言館の絵を長い間使ってきたが、作者のご遺族とつながったのは初めてだった。その絵に添えられた説明文の最後にある「中略 出征した3ヶ月後には長男が生まれた。」のご長男だった。どんなにか赤ちゃんに会いたかったことだろう。今号にそのご長男さんの文章を掲載できたことに感謝します。(北原博子)

★世界中で止まぬ戦火、胸ふさぐ思いで見聞きする中で、とても気になる表現がある。市民の犠牲は許せない、という言葉だ。では兵士は? 戦死も覚悟の上というのだろうか。私に兵士も一人の市民なのだと考えさせたのは、50年前、兄弟よ! 誰に銃をむけるのか、と治安出動を拒否して逮捕起訴された、「反戦自衛官」小西誠さんとの出会いだった。今治安出動こそ表に出ないものの、軍拡の進むこの国で、武器を動かす消耗品としての兵士の需要はいっそう高まっているだろう。格差社会から這い上がる手段として軍隊を目指す、かつての小西

少年のような若者もいるのではないか。美しいスローガンのもとに前線に若者を送り、利権を手にして保身をはかる政治家はほんとうに許せない。小西さんは今も尖閣に沖繩にミ

サイル基地を作るな、と反軍拡の声を上げ続けている。私も、若者を(だれも!)戦場に送るな、とささやかでも発信していけたらと思う。(阿部めぐみ)

★「本の紹介」(前号)で『書を捨て、まちなに出た高校生たち』を取り上げた際、重大な校閲ミスをしてしまった。紹介記事の中で「核兵器搭載爆撃機B52の墜落爆発」と書いています。正しくは「核兵器搭載可能な爆撃機B52の墜落爆発」で、「可能な」という表現の字句が必要でした。「B52の墜落事故」により沖繩で「核爆発の事故」があった、と受け取られかねないミスです。著者と読者の皆様にお詫び申し上げます。★さて、去る11月29日、東京・横田基地に所属する米軍のオスプレイが屋久島沖で墜落事故を起こした。この機は横田から岩国基地を経由して嘉手納基地に向かう途中

市民の意見30の会・東京
2023年9月~10月 会計報告

収支計算書		
収入の部		支出の部
一般会費	170,000	印刷費*3 595,802
協力会費	95,000	発送費*4 197,350
敬老会費	306,000	編集経費*5 48,784
グリーン会費	0	旅費交通費*6 118,600
(会費小計)	571,000	家賃 254,446
カンパ	172,250	通信光熱費 30,933
事務所費分担*1	200,000	事務経費 10,771
雑収入*2	9,070	銀行手数料*7 6,985
受取利息	14	諸会費 0
		租税公課*8 142,300
収入計	952,334	支出計 1,405,971
		収支差額 ▲453,637
前期繰越	12,451,479	当期残高 11,997,842

貸借対照表(2023年10月31日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	67,927	預り金*9 155,000	
預貯金	13,808,450	FFY基金 2,203,535	
敷金	480,000	正味財産 11,997,842	
合計	14,356,377	合計 14,356,377	

(*)意見広告運動事務所経費分担金。(*)グッズ・会報販売。(*)3)会報8月号、10月号印刷。(*)4)会報他DM便等。(*)5)執筆謝礼図書カード、打合せ通信交通費他。(*)6)事務所通所費(意見広告運動ボランティア通所費含)他。(*)7)郵便振込通知書発行料含。(*)8)法人都民視均等割2022、2023年度分。(*)9)意見広告運動賛同金預かり金。

※会費期限(会報「市民の意見」講読期限)は、お届けする封筒の宛名シール下部に記載されています。会計管理上、恐縮ですが会費前納は3年を越えないようお願いいたします。これを越える会費前納が重なりますと、誠に勝手ながらカンパ扱いとする場合があります。

だった。オスプレイについては、米国内でも墜落事故が相次いでおり、さまざまな日本の反戦平和団体・市民グループが、オスプレイの事故の危険性をかねてから指摘しその配備(米軍のみならず、自衛隊への配備)に反対をしてきた。しかし、今回の事故を受けても在日米軍は、海兵隊所属のオスプレイは「安全だ」として日本国内での飛行を続行している。「安全だ」という思想は「軍事優先」というものだ。「ガザ」で「ウクライナ」で多くの市民や子供たちが空爆で、地上戦で日々亡くなっている。そして今回の墜落事故と米軍の対応。まさに共通していることは「民間人の生命や安全は国家にとってさらさら関係ない!」ということだ。(有馬保彦)

編集委員

阿部めぐみ

天野恵一

有馬保彦

(本号担当)

北原博子

西田和子

吉田和雄